

従業員持株会の課税関係に関する一考察

斎木秀憲

〔税務大学校
研究部教授〕

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

従業員持株会は、従業員の福利厚生の増進や経営への参加意識の向上を図ることを目的として、会社の従業員が金銭を拠出し当該会社の株式を共同で取得するために組織された仕組みである。平成 22 年 3 月末現在の東京証券取引所上場内国法人の約 87% が従業員持株会制度を有するとされ、従業員持株会は、広く普及している。また、従業員持株会をその法的性格からみた場合には、民法上の組合に該当し、その従業員持株会自体は課税主体とはなり得ないもの（パススルー課税）と人格のない社団等に該当し、課税主体となるもの（収益事業課税）とがあると考えられているが、体系的に整理した文献等も見当たらない状況にある。

近年、会社法の制定や信託法の改正等を契機として、新たな自社株式保有スキーム（以下「新スキーム」という。）が、日本版 E S O P（従業員株式所有制度）として導入され始め、今後更にこの導入が進展するものと考えられる。当該スキームには、導入企業を委託者、信託銀行等を受託者、従業員持株会の会員（従業員）を受益者とする他益信託を従業員持株会と組み合わせたものなどがあり、その仕組みがより複雑なものとなっている。

新スキームについては、平成 20 年 11 月に経済産業省から発表された「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」に一応の税務上の取扱いが示されてはいるものの、そのスキームの前提となる従来の従業員持株会の課税関係が明確に示されていないことから、これらの課税関係を早急に整理する必要がある。

本研究は、各従業員持株会の仕組みを分析し、主に従業員持株会及び信託を通じて取得した株式の帰属及び同株式に対する配当金に着目して、その税務上の取扱い及びその問題点を整理することを目的とする。

2 研究の概要

(1) 従来の従業員持株会

従来の従業員持株会の仕組み及び税務上の取扱いを整理すると、イないしニのとおりである。

従来の従業員持株会の税務上の取扱いについて、個々の事例の検討に当たっては、当該持株会の法的性格が、民法上の組合であるか、それとも、人格のない社団等であるかの議論に終始する傾向があると考えられる。しかしながら、まずは、その仕組みを分析した上で、その運営実態等の事実確認を含めてその法的性格を判断し、課税関係を整理する必要があるものと考える。

従業員持株会の仕組みについては、特に①信託契約の当事者はだれで、その当事者はどのような地位を有するのか、②従業員持株会の役割はなにか、③当該持株会を通じて取得した導入企業の株式は、だれにどのような財産として帰属するか（組合財産、信託財産、共有財産、総有などのどのような財産か。また、複合していないか。）などを確認する必要があるものと考える。

イ 信託銀行方式

(イ) 仕組み

信託銀行方式は、会員が株式取得のための資金を拠出し、従業員持株会の理事長を包括代理人として信託銀行と株式の取得及び管理の信託契約を締結するものである。

(ロ) 税務上の取扱い

上記の仕組みを前提にすると、会員が、導入企業の株式の取得及び管理を信託銀行に信託していることから、会員を委託者兼受益者、信託銀行を受託者とする受益者等課税信託に該当することとなる。

したがって、信託が保有する株式に対する配当金は、受益者に帰属するとみなされるため、受益者である会員の配当所得になるものと考えられる。

また、当該方式による場合、従業員持株会は、会員の代理行為を行

うだけであり、団体としての法的性格のいかんにかかわらず、法人税法上、信託財産に係る損益の課税主体にはなり得ないこととなり、従業員持株会の法的性格がこの配当金の所得区分に影響することはないものと考えられる。

□ 証券会社方式

証券会社方式には、①従業員持株会に参加する従業員の全員が、その会員となる「全員組合員方式（間接投資型）」、②数名の従業員が会員として従業員持株会を組織し、会員とは別に同会に参加する従業員が、その参加者となる「少数組合員方式（直接投資型）」の二つの管理運営方式があり、従業員持株会は、いずれも民法 667 条 1 項に基づく組合とするとされている。

(イ) 全員組合員方式

A 仕組み

全員組合員方式は、会員の出資をもって従業員持株会が株式を取得することから、取得した株式及びその株式に対する配当金は、従業員持株会の財産として組み入れられ、会員は、出資に応じたその持分（以下「持分」という。）を管理の目的をもって従業員持株会理事長に信託することとなる。

B 税務上の取扱い

上記の仕組みを前提にすると、まず、民法上の組合である従業員持株会が取得した株式は、出資に応じて会員に直接帰属することとなる。そして、会員は、その株式の持分を従業員持株会の理事長に信託することとなるため、会員を委託者兼受益者、従業員持株会を受託者とする受益者等課税信託に該当することとなる（法法 12①、所法 13①）。

したがって、従業員持株会が保有する株式に対する配当金は、受益者に帰属するとみなされるため、受益者である会員の配当所得になるものと考えられる（所法 24）。

また、従業員持株会の法的性格が、人格のない社団等であった場合は、会員からの拠出金は、納税義務の主体となる従業員持株会への出資となり、取得した株式は当該持株会に帰属するため、その保有する株式に対する配当金は、当該持株会に帰属することとなる。そして、会員が従業員持株会の理事長に信託するのは、出資に応じた人格のない社団等の持分となるから、会員にとってその配当金は、従業員持株会からの人格のない社団等の収益の分配であり、雑所得になるものと考えられる（所法35、所基通35-1(7)）。この場合、会員は、当該所得について、配当控除の適用が受けられないとなる（所法92）。

（ロ） 少数組合員方式

A 仕組み

少数組合員方式は、参加者がその所有に属する積立金等を拠出して、参加者の共有財産として株式を取得し、その共有持分を管理の目的をもって従業員持株会に信託し、同株式の名義人を従業員持株会理事長とするものである。

B 税務上の取扱い

上記の仕組みを前提にすると、まず、参加者が拠出する積立金等によって取得した株式は、従業員持株会に直接帰属することなく、参加者の共有になる。そして、参加者は、その株式の共有持分を従業員持株会の理事長に信託することとなるため、参加者を委託者兼受益者、従業員持株会を受託者とする受益者等課税信託に該当することとなる。

したがって、従業員持株会に共有持分を信託した株式に対する配当金は、受益者に帰属するとみなされるため、受益者である参加者の配当所得になると考えられる。

なお、共有持分の受託者である従業員持株会の法的性格が人格なき社団等であったとしても、この配当金は、受益者である参加者に

帰属するとみなされることとなり、受益者である参加者の配当所得になると考えられる。

ハ 従業員持株会の法的性格について

また、全員会員方式については、従業員持株会の法的性格により税務上の取扱いが異なることとなるため、例えば、人格のない社団等であるかどうかを判断する場合が生じる可能性があるところ、規約上従業員持株会は、団体としての組織を備え、代表の方法、財産の管理等が確定しているなど人格のない社団等の成立要件を満たすことが多いものと考えられる（法法2八、法基通1-1-1）。しかしながら、持株制度に関するガイドラインに基づいて従業員持株会が民法上の組合であることが明記され、投資信託及び投資法人に関する法律7条の適用外であることが明らかにされていることからすれば、特段の事情や合理的な理由がなければ、証券会社方式である場合のその従業員持株会は、民法上の組合として組成されたものとみるべきであると考える。

したがって、従業員持株会の法的性格を判断するに当たっては、両者の差異である配当金の取扱いの状況、実態と異なる規定を定めなければならない特段の事情や合理的な理由の有無などを確認し、従業員持株会を民法上の組合とする規定がその実態に照らし、単なる名目上のものに過ぎないものかどうかを検討しなければならないものと考える。

ニ 奨励金について

なお、従業員持株会の会員（少数会員方式の場合は、参加者）は、導入企業の従業員としての地位と導入企業の株主としての地位を持つことになるが、導入企業が支給する奨励金は、従業員持株会制度が従業員に対する福利厚生を目的としたものであることからすれば、原則として、その従業員にとってその支給は、給与所得になるものと考える。

（2）新スキーム

導入企業と従業員持株会との間に信託を利用した新スキームを前提にその仕組み及び税務上の取扱いを整理すると、イ及びロのとおりである。

イ 仕組み

新スキームは、導入企業を委託者、信託終了直前に従業員持株会の会員のうち一定の条件を満たしている従業員を受益者とする信託を組成し、その信託を通じて従業員持株会が導入企業の株式を取得する仕組みである。なお、信託が、導入企業の株式を市場又は導入企業から取得する資金は、信託の金融機関からの借入によるものであり、信託は、取得した当該株式を順次、その従業員持株会に売却することによりその借入資金を返済する。また、信託費用等については、原則としてその売買益や保有する株式に対する配当金が充てられる。

ロ 税務上の取扱い

新スキームの報告書に示された主な税務上の取扱いを時系列的に整理すると次のとおりとなる。

(イ) 信託設定時

新スキームは、信託設定時において、委託者である導入企業をみなし受益者とする受益者等課税信託に該当すると考えられる。

(ロ) 信託期間中

したがって、信託が保有する株式は、みなし受益者である導入企業が所有するものとみなされ、導入企業の自己株式に該当すると考えられる。そうすると、信託が保有する株式に対する配当金は、自己株式に係る配当金であるから、同一法人内の資金移動と考えられるため、当該配当は行われなかったものとみることができ、課税所得としては発生しないこととなる。また、信託が保有する株式を従業員持株会に譲渡する取引は、自己株式を処分する取引と考えられるため、資本等取引に該当し、売買益は計上されず、課税所得としては発生しないこととなる。

ただし、自己株式に係る配当金については、従前の取扱いやグループ法人税制及び連結納税制度との平仄をかんがみれば、受取配当等益金不算入の適用を規定した上で、全額益金不算入すべきであると考え

る。また、自己株式の取得を出資の払戻しとする考え方は、会社法と税法と同一であるはずが、信託税制によりその取扱いに乖離が生じてしまうこととなると考える。

(ハ) 信託終了時

なお、信託が保有する株式に対する配当金や信託が保有する株式の売買益については、信託の終了時に残余財産に含まれることとなり、原則として、新たな受益者となる従業員に対する給与所得として課税されることとなる。

(ニ) 租税回避スキームへの利用可能性への懸念

上記の新スキームの税務上の取扱いから、新スキームによる信託期間に発生した配当金や従業員持株会への株式売買益は、その発生時点では課税されず、信託終了時点において、新たに受益者となった一定の従業員の給与所得として課税されることとなる。すなわち、結果として、課税の繰延べが行われることとなるため、新スキームの税務上の取扱いを奇貨とした租税回避スキームへの利用が懸念される。

ハ 信託税制の仕組みとその問題点

また、新スキームの税務上の取扱いが、信託税制を前提とするため、信託税制の仕組みとその問題点を整理すると次のとおりである。

信託税制は、信託期間中に発生する所得について、いずれかの課税方法を適用した場合に課税の繰延べや租税回避となるものは、信託の類型にかかわらず、それ以外の課税方法を適用して、原則としてその所得発生時点（タイムラグの少ないものは受領時点）で課税する仕組みとなっている。したがって、信託税制は、信託期間中に発生した所得については、課税の繰延べが行われることは想定されていないものと考えることができる。ただし、次の問題点があると考えられる。

- ① 個別的な信託を課税方法の適用の調整により課税の繰延べや租税回避の防止を図ることには、限界があること。
- ② 受益者等が2以上存在する場合に、信託設定時に存する受益者等に

信託期間中に発生する所得のすべてを課税することは、課税の空白を埋めるという意味では租税回避を防止するものではあるが、一方で、当該受益者に実質的に帰属していない所得を課税することとなり、新たな信託税制が実質基準を取り入れたことと矛盾が生じ、課税の繰延べに利用される可能性があること。

- ③ 実質基準であるみなし受益者が、課税方法の恣意的選択に利用される可能性があること。

二 租税回避スキームへの利用可能性について

なお、新スキームの税務上の取扱いは、次のような租税回避スキームに利用が可能であることの示唆を与えるものと考えられる。

- ① 複数の信託を組み合わせることにより、課税方法を恣意的に操作し租税回避に利用することが可能であること。
- ② 受益者等課税信託と内部取引や資本等取引を組み合わせることにより租税回避に利用することが可能であること。

3 結論

従来の従業員持株会の個々の事例の検討に当たっては、その仕組みを分析した上で、その運営実態等の事実確認を含めてその法的性格を判断し、課税関係を整理する必要があるものと考える。

新スキームが、租税回避スキームの温床とならないよう、法人課税信託に包括的な租税回避防止規定を規定するなどの措置が必要であると考える。例えば、受益者等課税信託を適用した場合に、信託期間中に発生する所得が、その発生時点では課税されず、課税の繰延べや租税回避となるものについては、法人課税信託を適用するなど規定する必要があると考える。

また、信託税制の問題点は、一信託に対して、一課税方法を適用することを前提とすることに基因しているものと考えられ、上記2（2）ハで述べた問題点を組み合わせた信託を利用した課税の繰延べや租税回避も想定される。したがって、信託を利用した課税の繰延べや租税回避を防止するためには、実質基準の一環として、受益者ごと又は所得ごとに課税方法を適用すること

も取り入れる必要があるものと考える。

目 次

| | | |
|-------------------------------|-------|-----|
| はじめに | | 85 |
| 第1章 従来の従業員持株会 | | 87 |
| 第1節 仕組み | | 87 |
| 1 信託銀行方式 | | 87 |
| 2 証券会社方式 | | 88 |
| 第2節 従業員持株会に関する課税関係の整理 | | 90 |
| 1 従業員持株会に関する課税関係等 | | 90 |
| 2 奨励金の取扱い | | 92 |
| 3 配当金の取扱い | | 97 |
| 4 従業員持株会の株式の保有について | | 99 |
| 5 従業員持株会の法的性格について | | 100 |
| 第3節 事例の検討に当たって（まとめ） | | 108 |
| 第2章 新たな自社株式保有スキーム（日本版E S O P） | | 110 |
| 第1節 仕組み | | 110 |
| 第2節 税務上の取扱い | | 113 |
| 1 信託の課税方法について | | 113 |
| 2 信託が保有する株式について | | 113 |
| 3 配当金について | | 114 |
| 4 従業員持株会に対する株式譲渡取引について | | 114 |
| 5 新たに受益者となる従業員について | | 114 |
| 6 小括 | | 114 |
| 第3節 信託税制について | | 116 |
| 1 信託 | | 116 |
| 2 信託の利益及び信託財産の帰属 | | 118 |
| 3 信託に想定される所得 | | 119 |
| 4 基本的な仕組み | | 120 |

| | |
|----------------------------------|-----|
| 4 全体構造 | 122 |
| 5 信託期間中に発生する所得の課税の仕組み | 127 |
| 6 信託の設定及び終了時の課税の仕組み | 130 |
| 7 受益者等課税信託と法人課税信託との境界 | 137 |
| 8 信託税制の仕組みとその問題点（まとめ） | 146 |
| 第4節 租税回避スキームへの利用可能性についての検討 | 150 |
| 1 信託の課税方法について | 150 |
| 2 配当金の取扱いについて | 153 |
| 3 信託が保有する株式について | 156 |
| 第5節 提言（まとめ） | 160 |
| 結びに代えて | 163 |

はじめに

従業員持株会は、従業員の福利厚生の増進や経営への参加意識の向上を図ることを目的として、会社の従業員が金銭を拠出し当該会社の株式を共同で取得するために組織された仕組みである⁽¹⁾。株式会社東京証券取引所の調査結果によれば、平成 22 年 3 月末現在の東京証券取引所上場内国法人の約 87% が従業員持株会制度を有するとされている⁽²⁾。

また、従業員持株会をその法的性格からみた場合には、民法上の組合に該当し、その従業員持株会自体は課税主体とはなり得ないもの（パススルー課税）と人格のない社団等に該当し、課税主体となるもの（収益事業課税）とがあるとされている。そして、従業員持株会の法的性格がいずれに該当するかは、同会を取り巻く課税関係に大きく影響するものと考えられる。

このように従業員持株会が広く普及し、その課税関係は、従業員持株会だけでなく導入企業及び会員である従業員にも及ぶものであるが、体系的に整理した文献等も見当たらない状況にある。

また、近年、会社法の制定や信託法の改正等を契機として、新たな自社株式保有スキームが導入され始めている。当該スキームとしては、導入企業を委託者、信託銀行等を受託者、従業員持株会の会員（従業員）を受益者とする他益信託や導入企業と中間法人の匿名組合契約を従業員持株会と組み合わせたものなどがあり、仕組みがより複雑なものとなっている。

さらに、政府もこの導入を後押しし、平成 20 年 10 月の「新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議」において、生活対策の具体的な施策・成長強化対策の一つとして、日本版 E S O P（従業員株式所有制度）

(1) 日本証券業協会「持株制度に関するガイドライン」第 2 章「従業員持株会」参照（平成 5 年 6 月 5 日施行）。

(2) 東京証券取引所「平成 21 年度従業員持株会状況調査結果の概要について」参照。
上記調査は、平成 22 年 3 月末現在の東京証券取引所上場内国会社 2,299 社のうち、大和証券外 5 社のいずれかと事務委託契約を締結している従業員持株会を有する 2006 社を対象としている。

導入促進のための条件整備を行うこととされた。これを受け同年11月に経済産業省から「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」が発表され、現行法制度等との関係で特に留意すべき点等として「(税務上の取扱い)信託スキームと信託税制(平成19年9月30日施行)との関係」が示されているが、具体的な取引等に適用する場合は、税務当局に対して個別に照会する必要があるとしている。

このように、従来の従業員持株会の課税関係が明確に示されていない上に、より複雑な仕組みを持つ新たな自社株式保有スキームの導入が更に進展するものと考えられることから、現場においてトラブルが生じないようにこれらの課税関係について早急に整理する必要がある。

本研究は、各従業員持株会の仕組みを分析し、主に従業員持株会及び信託を通じて取得した株式の帰属及び同株式に対する配当金に着目して、その税務上の取扱い及びその問題点を整理することを目的とする。

なお、本研究は、一定の従業員持株会規約例等を前提として、税務大学校の研究職員としての比較的自由な立場で考察を行ったものであり、本稿で述べた内容については、組織としての見解ではなく個人的な見解にすぎないということを確認させていただきたい。

第1章 従来の従業員持株会

第1節 仕組み

従業員持株会は、①従業員の財産形成を促進し、その生活が安定すること、②会社利益との共同意識を高めることにより従業員の勤労意欲を向上させてその能率が増進すること、③会社に対して長期的に関わる従業員株主を育成することが会社利益の向上等となるなどの特性があるとされている⁽³⁾。主に二つの方式があり、一つが、従業員持株会の理事長を包括代理人として会員が信託銀行に株式の取得と管理を信託する信託銀行方式、もう一つが、会員が取得した株式に係る持分を従業員持株会やその理事長に管理信託する証券会社方式である。

従業員持株会に関する課税関係を整理するに当たって、まずは、各方式の仕組みを考察する。

1 信託銀行方式

信託銀行方式の従業員持株会の規約例によれば、①会員は、一定の拠出金に導入会社からの奨励金を加えた金額をもって、会社株式の取得及び管理を目的として、信託銀行と信託契約（会員を委託者及び受益者、信託銀行を受託者とする。）を締結すること、②会員は、従業員持株会の理事長を代理人とし、信託契約の締結より信託の終了に至るまでの一切の行為についてこれを委任することとされている。

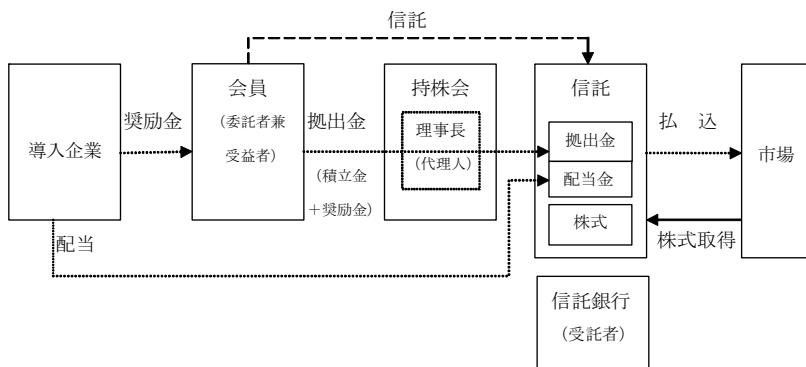
また、上記信託契約に係る信託約款例によれば、①信託契約によって受け入れた信託金については、受託者である信託銀行はこれを合同して、委託者の指図により会社株式を取得し、取得した株式は、これを合同して管理すること、②合同して取得した会社株式、同株式取得後の残余金及び同株式から

(3) 新たな自社株式保有スキーム検討会「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」1頁参照（経済産業省、2008.11.17.）。

生ずる配当金又は信託報酬などの損益は、一定の按分計算により委託者（受益者）である会員に帰属又は負担するものとすることとされている。

したがって、当該方式は、会員が自己を委託者兼受益者として会社株式取得のための資金を拠出し、従業員持株会の理事長を包括代理人として信託銀行と会社株式の取得及び管理の信託契約を締結するものである。

なお、当該方式の従業員持株会の法的性格は、一般的には、任意の団体とされているようであるが、証券会社方式のように民法 667 条に基づく組合とする旨のような直接的な規定は、管見したところ、見当たらなかった。



2 証券会社方式

金融商品取引業者が事務の取扱いを行う従業員持株会制度には、①従業員持株会が行う持株制度に参加する従業員は、全員がその会員となる「全員組合員方式（間接投資型）」、②数名の従業員が会員として従業員持株会を組織し、同会が行う持株制度に参加する従業員は、その参加者となる「少數組合員方式（直接投資型）」の二つの管理運営方式がある⁽⁴⁾。

なお、従業員持株会は、当該従業員の所属する会社の株式の取得を主たる目的とする民法 667 条 1 項に基づく組合とするものとするとされている⁽⁵⁾。

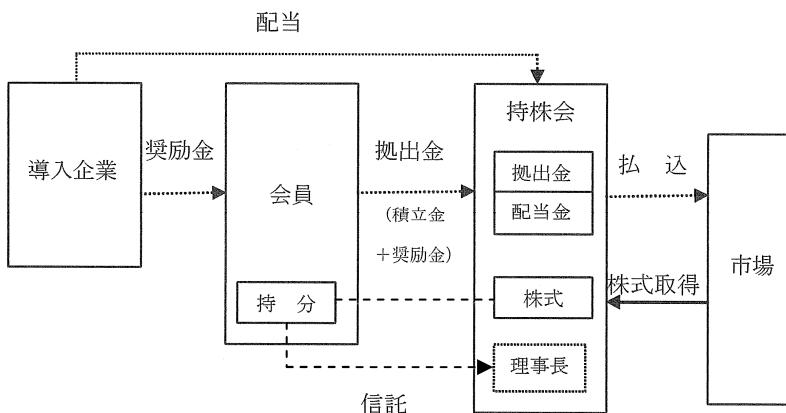
(1) 全員組合員方式

(4) 日本証券業協会・前掲注(1)第 1 章「総則」参照。

(5) 日本証券業協会・前掲注(1)第 2 章「従業員持株会」参照。

全員組合員方式の規約例によれば、①会員は、一定の拠出金とその拠出の際会社から支給された奨励金及び従業員持株会の受領した株式に対する配当金を従業員持株会の出資として拠出し、従業員持株会は、この出資金をもって株式を取得すること、②取得した株式は、出資に応じて持分を算出し、会員別持分明細表に登録するとともに、理事長名義とすること及び③会員は、登録された持分を管理の目的をもって、理事長に信託することとされている。

したがって、当該方式は、会員の出資をもって従業員持株会が会社株式を取得することから、取得した株式及びその株式に係る配当金は、従業員持株会の財産として組み入れられ、会員は、出資に応じたその持分を管理の目的をもって従業員持株会の理事長に信託することとなる。



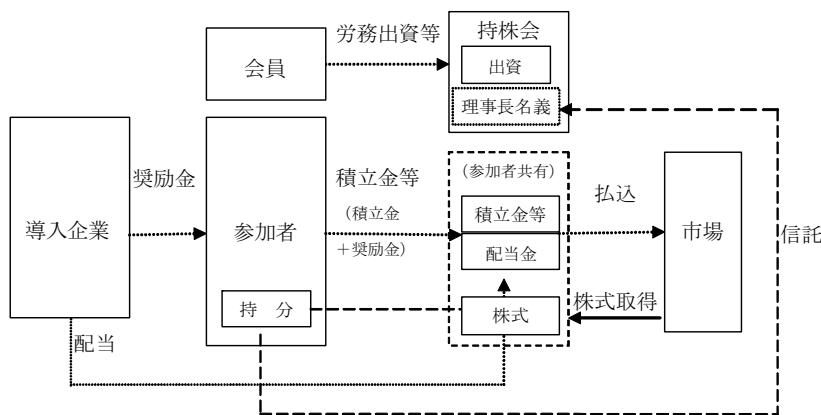
(2) 少数組合員方式

少数組合員方式の規約例によれば、①会員は労務の提供をもってその出資の内容とすること、②従業員持株会は、その目的を達成するため、従業員の持株制度の管理及びその付帯事業を行い、③理事長は、その業務を執行し、従業員持株会を代表することとされている。

また、この方式の場合は、規約のほか、従業員持株会と持株制度に参加

する従業員（以下「参加者」という。）との取り決めとして従業員持株約款が締結される。この約款例によれば、①株式の取得のための積立金、会社からの奨励金及び信託株式に係る配当金は、すべて参加者の所有に帰するものとされていること、②従業員持株会は、株式を買付けた都度、一定の按分方法により各参加者の持分の計算を行い、その持分を参加者台帳に記帳することとされていること、③参加者は、参加者台帳に登録された株式持分を管理の目的をもって従業員持株会に信託するものとし、当該株式の名義は従業員持株会理事長名義とするとされている。

したがって、当該方式は、参加者がその所有に帰属する積立金、会社からの奨励金及び参加者の共有株式に係る配当金を会社株式取得のため資金として拠出して、参加者の共有財産として株式を取得し、その共有持分を管理の目的をもって従業員持株会に信託し、同株式の名義人を従業員持株会の理事長とするものである。



第2節 従業員持株会に関する課税関係の整理

1 従業員持株会に関する課税関係等

第1節の従業員持株会の仕組みを前提にして、次の点について考察する。

(1) 奨励金及び配当金の取扱い

所得税法上、いずれの方式についても、①奨励金については、給与所得、②取得した株式に対する配当金については配当所得として配当控除の対象としてさしつかえない旨、証券会社及び信託協会からの照会に対しての国税庁の回答（昭和 43 年から 44 年）がされている⁽⁶⁾。

信託税制の改正もあるところ、現在も同様の取扱いになるか検討する。

(2) 従業員持株会の株式の保有について

従業員持株会の株式の保有については、従業員持株会に関する課税関係の他にグループ法人税制や連結納税制度にも影響する。グループ法人税制における完全支配関係の判定上、一定の従業員持株会の株式保有割合が 5 %未満である場合には、その 5 %未満の株式を発行済株式から除いたところで保有割合を計算することと規定されている（法法 2 十二の七の六、法令 4 の 2 ②）。この一定の従業員持株会とは、民法 667 条 1 項《組合契約》に規定する組合契約による組合に限られているため、いわゆる証券会社方式による従業員持株会は原則としてこれに該当するが、人格のない社団等に該当するいわゆる信託銀行方式による従業員持株会はこれに該当しないと定められている（法基通 1-3 の 2-3）。なお、連結納税制度においても、同様の取扱いとなっている（連基通 1-2-3）。

そこで、従業員持株会の株式の保有について、整理しておくこととする。

(3) 従業員持株会の法的性格について

税務上の訴訟ではないが、従業員持株会が会社の一部局であるかどうかが争われた裁判例においては、民法上の組合としての自立性を有する（会社の一部局でない）とされたもの（東京地裁平成 19 年 7 月 3 日判決）やその実態から会社の一部局に過ぎないとされたもの（札幌地裁平成 14 年 2 月 15 日判決）などがある。また、従業員持株会の法的性格が争点とはなっていないものの、これを人格のない社団等と認めた上での判決もみられる（最

(6) 昭和 44 年 3 月 15 日付国税庁回答（官審（所）18、官審（源）25）など。

高裁平成 21 年 2 月 17 日判決)。

現状において、規約上は組合であるにもかかわらず、納税者が従業員持株会が「人格のない社団等」に該当する旨を主張している事案もみられることから、従業員持株会の法的性格について検討する。

2 奨励金の取扱い

奨励金については、証券会社等からの照会に対しての国税庁の回答から、いずれの方式についても、従業員持株会に参加している従業員の所属する会社が、規約等一定の基準に基づいて当該従業員に給付するものであり、①現に雇用関係にある者に対して給付されること、②定期的に給付されることから、給与所得として取り扱うのが相当であるとされている⁽⁷⁾。

ところで、従業員持株会に参加している従業員は、従業員としての地位のほか従業員持株制度により株式を取得していることから、株主としての地位を有することとなる。すなわち、奨励金は、株主の地位に基づいて給付されるものではないかという疑義が生じる。

(1) 会社法上の議論

会社法 120 条《株主の権利の行使に関する利益の供与》において、株式会社は、何人に対しても、株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしてはならないこととされている(同条①)。また、株式会社が特定の株主に対して無償で財産上の利益の供与をしたときは、当該株式会社は、株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしたものと推定することされ、株式会社が同条 1 項の規定に違反して財産上の利益の供与をしたときは、当該利益の供与を受けた者は、これを当該株式会社又はその子会社に返還しなければならない(同条②③)。

この条項は、企業経営の健全性を確保するとともに、会社の浪費を防止

(7) 小田満「会員が受ける配当金、奨励金の税務処理」税弘 33 卷 5 号 49 頁 (1997)。

する趣旨の規定であり⁽⁸⁾、この奨励金についても株式会社が特定の株主に対して無償で行う財産上の利益の供与にあたる。奨励金の支出は、株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしたものと推定されるとして訴訟となった事件があり、その判決内容は要旨次のとおりである。

（2）福井地裁昭和 60 年 3 月 29 日判決⁽⁹⁾

イ 原告（甲）の主張

被告（乙社）は、従業員持株会会員に対する奨励金の支出目的を愛社精神の向上、福利厚生、財産形成の一環であるなどとしているが、その真の目的は、乙社取締役らの不当な経営戦略等を前提とした安定株主工作である。よって、奨励金は株主権行使に関わる不当違法な供与金であり、株主に対する利益供与の禁止法令である会社法 120 条（旧商法 294 条の 2）に違反する。

また、会社と癒着関係にある特定の従業員持株会会員への巨額の奨励金支出は、「株式会社は、株主を、その有する株式の内容及び数に応じて、平等に取り扱わなければならない。」とする株主平等の原則（会社法 109 条①）にも著しく反する。

ロ 判決要旨

（イ）認定判断

証拠によれば、従業員持株会は、乙社の従業員が、小額資金を継続的に積立てることにより乙社の株式を取得し、もって従業員の財産形成をなし、会社との共同体意識の高揚を図るという目的で設立された団体とされる。一方、乙社は同会の趣旨に賛同して、同会との取決めにより、同会の会員たる従業員に対して、従業員の勤務意欲向上等の趣旨を含めて同社の従業員の福利厚生の一環として、被告主張の額及び割合による奨励金を支払うこととされていることが認められ、これに反する証拠はない。そして、ほかに特段に事情がない本件において

(8) 神田秀樹『会社法〔第 12 版〕』67 頁（弘文堂、2010）。

(9) 福井地裁昭和 60 年 3 月 29 日判決判タ 559 号 275 頁（1985）。

は、従業員持株会は従業員持株会規約の定めに従って運営されているものと推認するのが相当である。

従業員が従業員持株会の入退会をするにつき特段の制約はなく、また、取得した株式の議決権の行使についても、制度上は、各会員の独立性が確保されている。さらに、従業員持株会の役員の選定方法を含め乙社の取締役らの意思を従業員持株会会員の有する株式の議決権の行使に反映させる方法は制度上なく、会員は保有株式数が一定限度を超えた場合にはその超えた株式を自由に処分することもできることが認められる。争いのない奨励金の額又は割合も、規約等にいう趣旨ないし目的以外の何らかの他の目的を有するほどのものではないと認めるのが相当である。

(ロ) 判旨

奨励金は、従業員に対する福利厚生の一環等の目的をもつしたものと認めるのが相当であるから、株主の権利行使に関してなしたものとの会社法 120 条 2 項の推定は覆るものというべきである。

なお、奨励金は株主たる地位に基づき支給するものではなく、乙社の従業員の地位に基づき支給するものというべきであるから、株主平等の原則にも反するとの主張も前提条件を欠き理由がない。

(3) 検討

本件においては、従業員持株会は従業員持株会規約の定めに従って運営されているものと推認され、奨励金は、従業員に対する福利厚生の一環等の目的をもって支給されるものであり、議決権の行使についても、制度上は、各会員の独立性が確保されていることから、株主たる地位に基づき支給するものではなく、乙社の従業員の地位に基づき支給するものというべきとされている。

この判決に対して、本件の場合、理事長に人事部次長兼厚生課長が就任していて、この者は取締役の直接支配下におかれ、現実に取締役の意向に反して議決権行使することは困難であるとともに、②各会員は制度上理事

長に特別の指示ができるとされていても、従業員としての立場上現実に指示することは困難であることから、会員の議決権行使の独立性は極めて不十分である旨の批判がある⁽¹⁰⁾。この批判は、制度としては、判旨のとおりであるが、実態は独立性が確保できていないとの考え方であり、認定判断へのものと考えられるから、個々の事例の検討に当たっては、この実態を十分に確認する必要がある。

(4) 税務上の考え方

イ 原則

以上を踏まえると、従業員持株制度上、奨励金は、原則として従業員の地位に基づき支給されるものであるから、会員である従業員にとっては、給与所得（奨励金は給与、特別奨励金は賞与として源泉徴収の対象となる。）であり、支給する企業は、給与（福利厚生費）として損金算入することとなる。

ロ 上記（3）の判決への批判を踏まえての例外

ところで、昨今の企業買収の状況などから、会社側からみると、株式を長期に保有し、敵対的なT O B（公開買付け）にも応じないなど経営陣に賛成する方向で議決権行使することが期待できる安定株主の確保は重要である⁽¹¹⁾。そして、従業員持株制度は、この機能を持つため、これを重視し、経営陣の保身目的のために従業員持株制度を利用することとなれば、上記(3)にあるように会員の議決権の独立性が確保できないこととなり、奨励金は、株主の権利の行使に関して行われた利益供与という性質が強くなると考えられる。

株主たる地位に基づいて供与された経済的利益は、株主平等の原則に反する配当であっても、所得税法上の利益の配当のうちに含まれ、配当

(10) 川島いづみ「従業員持株会への奨励金と利益供与の禁止違反の成否」酒巻俊雄、尾崎安央編著『会社法重要判例解説〔第3版補正版〕』44頁（成文堂、2008）、中村一彦「持株会に対する奨励金の支払と利益供与」判タ948号174頁（1997）。

(11) 新谷勝『新しい従業員持株制度—安定株主の確保・ESOP—』48頁（税務経理協会、2008）。

所得に該当するものと解されている（最高裁判決昭和 35 年（オ）54 号、同年 10 月 7 日第 2 小法廷判決、所基通 24-1）。ただし、株主たる地位に基づいて供与された経済的利益であっても、法人の利益の有無にかかわらず供与することとしているものは、利益の分配には含まれず配当所得ではなく、雑所得に該当することとなると考えられる（所基通 24-2、35-1(8)）。

また、企業にとって株主は「その得意先、仕入先その他事業に関係のある者」であるから、奨励金が株主に対する「接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの」と認められる場合は、交際費に該当することとなると考えられる（措法 61 の 4③、措通 61 の 4 (1)-22）。

（5）支給率について

平成 22 年 10 月 18 日付東京証券取引所の発表⁽¹²⁾によると、上場内国法人のうち従業員持株会を有する 2,006 社の奨励金支給会社における奨励金の平均支給率（出資金 1,000 円についての奨励金の支給割合）は、7.6%で、最も多くの会社が採用しているのが、支給率 5%で全体の 41%、次が支給率 10%で 30%、支給率 20%以下が 97%となっている。なお、東京弁護士会会社法部から発表された「利益供与ガイドライン－具体例と判断基準－」において、「従業員の株式取得に関し会社が支給する奨励金は、その金額が従業員の福利厚生制度の内容として妥当な範囲であれば、株主の権利の行使に関する利益供与とならない。現在一般に行われている積立金（賞与からの積立を含む）の三パーセントないし二〇パーセントの程度であれば問題ないと思われる。」とされており、実際の支持率はおおむねその範囲内であるということができる⁽¹³⁾。ただし、支給率が 100%とするものもあるようである。

(12) 東京証券取引所・前掲注（1）「第 2 表 奨励金支給状況」。

(13) 東京弁護士会会社法部編『利益供与ガイドライン－具体例と判断基準－〔改訂版〕』125 頁（商事法務研究会、2001）。

しかしながら、支給率を上げる理由が勤労インセンティブ等を確保するものであるなどの場合は、奨励金は、従業員の地位に基づき支給するものであるから、原則として給与所得に該当するものと考えられる。

3 配当金の取扱い

配当金については、第1節の「従業員持株会の仕組み」から、次のとおりの取扱いになるものと考えられる。

(1) 信託銀行方式

第1節の信託銀行方式の仕組みを前提にすると、会員が、導入企業の株式の取得及び管理を信託銀行に信託していることから、会員を委託者兼受益者、信託銀行を受託者とする受益者等課税信託に該当することとなる。

したがって、信託が保有する株式に対する配当金は、受益者に帰属するとみなされるため、受益者である会員の配当所得になるものと考えられる。

また、当該方式による場合、従業員持株会は、会員の代理行為を行うだけであり、団体としての法的性格のいかんにかかわらず、法人税法上、信託財産に係る損益の課税主体にはなり得ないこととなり、従業員持株会の法的性格がこの配当金の所得区分に影響することはないものと考えられる。

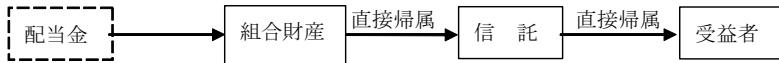


(2) 全員組合員方式

第1節の全員組合員方式の仕組みを前提にすると、まず、民法上の組合である従業員持株会が取得した株式は、出資に応じて会員に直接帰属することとなる。そして、会員は、その株式の持分を従業員持株会の理事長に信託することとなるため、会員を委託者兼受益者、従業員持株会を受託者とする受益者等課税信託に該当することとなる（法法12①、所法13①）。

したがって、従業員持株会が保有する株式に対する配当金は、受益者に

帰属するとみなされるため、受益者である会員の配当所得になるものと考えられる（所法 24）。



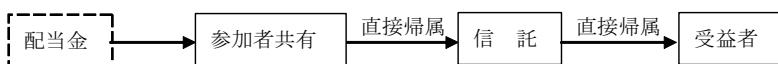
また、従業員持株会の法的性格が、人格のない社団等であった場合は、会員からの拠出金は、納税義務の主体となる従業員持株会への出資となり、取得した株式は当該持株会に帰属するため、その保有する株式に対する配当金は、当該持株会に帰属することとなる。そして、会員が従業員持株会の理事長に信託するのは、出資に応じた人格のない社団等の持分となるから、会員にとってその配当金は、従業員持株会からの人格のない社団等の収益の分配であり、雑所得になるものと考えられる（所法 35、所基通 35-1(7)）。この場合、会員は、当該所得について、配当控除の適用が受けられないこととなる（所法 92）。

(3) 少数組合員方式

第 1 節の少数組合員方式の仕組みを前提にすると、まず、参加者が拠出する積立金等によって取得した株式は、従業員持株会に直接帰属することなく、参加者の共有になる。そして、参加者は、その株式の共有持分を従業員持株会の理事長に信託することとなるため、参加者を委託者兼受益者、従業員持株会を受託者とする受益者等課税信託に該当することとなる。

したがって、従業員持株会に共有持分を信託した株式に対する配当金は、受益者に帰属するとみなされるため、受益者である参加者の配当所得になるとと考えられる。

なお、共有持分の受託者である従業員持株会の法的性格が人格なき社団等であったとしても、この配当金は、受益者である参加者に帰属するとみなされることとなり、受益者である参加者の配当所得になるとと考えられる。



4 従業員持株会の株式の保有について

第1節の従業員持株会の仕組みを前提にすると、同会の株式の保有については、次のとおりとなるものと考える。

(1) 信託銀行方式

当該方式の場合は、会員と信託銀行との信託契約に基づき会社株式を取得し、取得した会社株式は、信託財産に組入れられる。

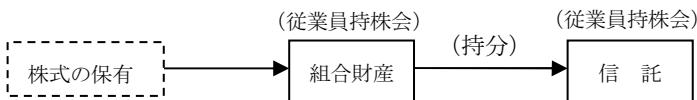
したがって、従業員持株会が導入企業の株式を保有することはないものと考えられる。



(2) 全員組合員方式

当該方式の場合は、従業員持株会が会社株式を取得し、取得した株式は、従業員持株会の財産として組み入れられる。そして、その持分は、従業員持株会の理事長に信託される。

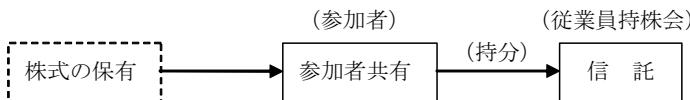
したがって、従業員持株会が導入企業の株式を保有することになると考えられる。



(3) 少数組合員方式

当該方式の場合は、参加者の共有財産として会社株式を取得し、取得した株式は、参加者の共有財産となる。そして、その共有持分は、従業員持株会に信託される。

したがって、従業員持株会が導入企業の株式を保有することになると考えられる。



5 従業員持株会の法的性格について

証券会社方式については、持株制度に関するガイドラインにおいて、従業員持株会は、民法上の組合として組成することが明記されているものの、争訟において、会社組織の一部に過ぎないもの、人格のない社団等であることを前提としてものなどがある。全員会員方式については、従業員持株会の法的性格により税務上の取扱いが異なることとなるため、これらの訴訟事案を通じて個々の事案の検討に当たっての考え方を整理する。

(1) 実施会社の一部局にすぎないとされた事例

被告の元従業員である原告が、被告に退職金の支払を求めるとともに、従業員持株会は、被告の組織の一部に過ぎないとして、従業員持株会の退会に伴う精算金相当額の未払部分の支払を求めた事案（以下「D事案」という。）である⁽¹⁴⁾。

イ 被告の主張

被告の主張は、要旨次のとおりである。

被告は、次の事実から、従業員持株会は、被告から独立した団体である旨主張している。

- ① 従業員持株会は、被告の従業員が発起人となって創立総会を開催し、発足したこと。
- ② 選任した理事長は、被告の従業員であること。
- ③ 従業員持株会規約において、民法上の組合であることを明記していること。
- ④ 入会は、従業員持株会規約において、理事長宛に申し込むこととなっていること。

ロ 認定判断

認定判断は、要旨次のとおりである。

(イ) 設立等

(14) 札幌地裁平成14年2月15日判決、労働判例837号66頁。

従業員持株会が、次の事実からは、従業員持株会が被告から独立した団体であるようにもうかがわれる。

- ① 自らを民法上の組合とする規約を有すること。
- ② 被告及び事務委託証券会社との間で契約を締結していること。
- ③ 従業員持株会名義で会員を募集していること。
- ④ 役員を選任の上、理事会としての意思決定を行っていること。
- ⑤ 従業員持株会名義の預金名義を有すること。

(ロ) 施設等

従業員持株会が、被告の主導の下で組織され、被告内に所在し、固有の電話番号を持たない組織であるなど、運営上、被告が少なからず、関与していることがうかがわれる。

(ハ) 退会手続等

次の事実から、退会手続の実態からみても、被告から独立した個別の団体として運営しているとはいえない。

- ① 退会手続という会員の身分変動に関わる退会届が被告の代表者宛に提出されていること。
- ② 退会届には、被告代表者及び担当部長の決裁が当然に予定される書式の体裁があること。
- ③ 退会精算金の通知が、従業員持株会からではなく、被告からされること。

(二) 運営及び財産管理

会員全員による会員総会が開催された事実がなく、従業員持株会の財務状況について会員に報告される機会がないことから、従業員持株会の運営、財産の管理等の団体としての機能にも疑いが残る。

ハ 判旨

従業員持株会を民法上の組合とする規定があること等の事実があるとはいっても、その実態に照らすと、単なる名目上のものに過ぎないものであって、従業員持株会は、被告と別個独立の団体ではなく、その一部

局にすぎないというべきである（なお、従業員持株会が委託証券会社との間で締結した契約は、被告の担当部局がその権限の下で締結した契約としてその効力を認めることができるし、従業員持株会と被告との間の覚書及び協定も被告内部の内部間の協定と解される。）。

ニ 小括

上記から、規約の作成や契約の締結等を中心とする「設立等」の状況からは、会社から独立した民法上の組合とみることができるが、実際の「運営及び財産管理」の状況としては、委託証券会社の事務が行われているものの、従業員持株会それ自体の運営実績がない上に、「退会手続等」は形式的にも、実質的にも会社との手続であることから、従業員持株会としての独立した実態がなく、会社の一部局にすぎないものと判断したものと考えられる。

（2）実施会社の一部局に過ぎないと評価することはできないと判断された事例

また、別の事案で、元従業員が、従業員持株会の会員に対する情報提供の懈怠などによる不法行為に基づく損害賠償金の支払を求め、被告に対しても、従業員持株会は被告の一部局にすぎないとして、連帶して支払を求めた事案（以下「N事案」という。）がある⁽¹⁵⁾。

イ 認定判断及び判旨

判決の内容は、要旨次のとおりである。

次の①及び②のような一定の結びつきが肯定されるからといって直ちに会社の従業員持株会に対する一方的な支配の徵表と評価することはできないし、③及び④のとおり、一定の限度で自立性を有していることが認められるから、従業員持株会は、会社の一部局に過ぎないと評価することはできないと判断している。

① 会社から従業員持株会への奨励金の直接払込み、従業員持株会への

(15) 東京地裁平成19年7月3日判決、判時1992号76頁。

拠出金の給与天引き、事務委託手数料の会社支払など従業員持株会は、その性質上、会社と一定の関係を有せざるを得ない。

- ② 従業員持株会の事務局や電話等の会社施設の利用など運営上のコストを低減させて従業員持株会及び同会会員の利益を図るためにも、会社の「施設等」を利用することは合理的である。
- ③ 「設立等」の状況において、従業員持株会が民法上の組合であるとの規約への明記があり、発起人による設立の事実がある。また、会員資格や運営等についての規約や運営細則が作成されている上、理事会が存在し、理事の選任のほか従業員持株会の業務運営を行っている。なお、原告から従業員持株会の理事や理事長が被告である会社の代表者の意向で選出されているとの主張があつたが、主張の事実を認めるに足りないと認定している。
- ④ 従業員持株会固有の銀行口座を有していることなどの「運営及び財産の管理」状況から、業務運営者の選出、内部意思決定及び金銭の管理等について一定の自立性を有していることが認められる。

□ 小括

N事案は、D事案と比較してみると、「運営及び財産の管理」状況において、会員総会はないものの運営細則に基づく理事会の業務運営の事実を認め、D事案の「退会手続等」のような形式からみても、その実質からみても、被告から独立した個別の団体として運営しているとはいえないような事実の認定はされていない。

したがって、N事案の従業員持株会は、実態としても会社から個別独立の団体と認められるものと考えられる。

(3) 人格のない社団等に該当すること前提に争われた事例

従業員が、持株会から譲り受けた株式を個人的な理由等により売却すべき必要が生じたときは、同会が買い戻すとの合意の有効性について争われ

た事案（以下「NK事案」という。）である⁽¹⁶⁾。

この事案においては、争いのない事実として、持株会は権利能力なき社団であるとされている。すなわち、法人税法上の人格のない社団等に該当することになると考えられるが、この持株会がいずれの方式によるかは、事案の内容からは定かではない。

ところで、日本証券業協会の持株制度に関するガイドラインにおいて、従業員持株会は、「実施会社及び実施会社の子会社等の従業員による取得対象株式の取得、保有の促進により、従業員の福利厚生の増進及び経営への参加意識の向上を図ることを目的とする。」とされている。この事案の持株会の実施会社は、日刊新聞の発行を目的とする株式会社であり、定款をもって、株式の譲渡については、取締役の承認を要するとともに、日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限等に関する法律1条に基づき、同社の株式の譲受人を同社の事業に関係のある者に限ると定め、現役の役員及び従業員のみを会員とする持株会制度を採用しているものであり、持株制度に関するガイドラインでいう従業員持株会の目的とかならずしも一致してはいない。

また、このガイドラインは、持株制度の適正かつ円滑な運営に資する観点から、金融商品取引業者が行う持株制度に関する事務の取扱いの指針を示したものであるから、一般的には、証券会社方式の場合は、これによって従業員持株会が組成されることとなると考えられるが、あくまでも指針であって、実施会社が直接的に拘束されものでもない。

したがって、一般的には、証券会社方式の場合の従業員持株会は、民法上の組合により組成するものと考えるが、実施会社の特段の事情等により、人格のない社団等による従業員持株会の組成が生じる可能性はないとはいえないものと考えられる。

（4）全員会員方式の人格のない社団等該当性について

(16) 最高裁平成21年2月17日判決、弥永真生・ジュリスト1374号22頁（2009）。

私法上のいわゆる権利能力のない社団は、①共通の目的のために結集した人的結合体で、②団体としての組織を備え、③そこには多数決の原理が行われ、④構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続し、⑤その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体として主要な点が確定しているものをいうとされている⁽¹⁷⁾。税法上もこの考え方から、例えば、「法人でない社団」とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもので、単なる個人の集合体ではなく、団体としての組織を有して統一された意志の下にその構成員の個性を超越した活動を行うものをいうとされている（法基通1-1-1）。そして、法人税法上は、法人でない社団等で、代表者及び管理人の定めのあるものを「人格のない社団等」とし、これを法人とみなして、納税義務の主体としている（法法3、4①、民事訴訟法29条）。

なお、民法上の組合は、民法667条に基づく契約関係であり、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって、その効力を有するとされている。

従業員持株会が、持株制度に関するガイドラインを前提に民法上の組合を組成された場合であっても、上述した裁判例のとおり、導入企業からの自立性が認められる必要があること及び自立性が認められない場合は、会社法上の自己株式取得規制等に抵触する恐れがあることなどをかんがみれば、同会は、導入企業からある程度の独立性を確保する必要があり、上記①ないし⑤を満たすことが多いものと考えられる。

（5）持株制度に関するガイドラインにおいて従業員持株会を民法上の組合とする理由

ところで、証券会社方式による場合、民法上の組合として組成する理由については、旧証券投資信託法3条（現「投資信託及び投資法人に関する法律7条」）《証券投資信託以外の有価証券投資を目的とする信託の禁止》

(17) 最高裁昭和39年10月15日判決、判時393号28頁。

の抵触回避と税法上の有利取扱いといわれている⁽¹⁸⁾。

イ 旧証券投資信託法3条の抵触回避

持株制度に関するガイドラインの制定に当たって、社団法人日本証券業協会から旧大蔵省（現財務省）証券局に対して、昭和56年5月28日付「従業員持株会の整備、拡充について」と題する照会がされており、そのうち「従業員持株会の法的構成の整備について」の内容は、要旨、以下のとおりである。

従業員持株会の規約等を「次のように修正する等従業員持株会を民法667条1項の規定に基づく組合として明確に位置づけること等により、同制度が証券投資信託法3条に抵触するおそれはなくなるものと考えるがどうか」（下線は、筆者挿入）。

- ① 従業員持株会の会員従業員が株式の購入等のために同会に拠出する金銭（いわゆる「拠出金」、「奨励金」、「臨時拠出金」等）は、会員従業員の同会に対する出資であることを明確に規定する。
- ② 従業員持株会理事長等に管理信託された株式に係る配当金又は中間配当金を株式の購入に充てる場合においては、当該配当金及び中間配当金は、各会員従業員から従業員持株会に出資される旨を明確に規定する。
- ③ 少数会員方式については、株式買付資金、信託株式に係る配当金等は個々の従業員の所有に帰する旨を明確にする。

旧証券投資信託法3条本文は、「何人も、証券投資信託を除く外、信託財産を主として有価証券に対する投資として運用することを目的とする信託契約を締結してはならない。」旨規定している。現行の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）7条も同様の内容であり、従業員持株会の適用に当たっては、平成21年9月9日付「金融商品取引法等に関する留意事項について（金融商品取引法等ガイ

(18) 新谷勝『新しい従業員持株制度 - 安定株主の確保・ESOP -』9頁（税務経理協会、2008）。

ドライン)」(金融庁総務企画局)が制定され、一定の従業員持株会に係る契約又は信託は、投信法7条には抵触しないものとしている。その一定の従業員持株会に係る契約とは、従業員持株会でいえば、一回当たりの拠出金額が100万円未満で、従業員が他の従業員と共同して会社の株券の買付けを、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約とされている(金融商品取引法施行令1条の3の3五号)。

したがって、民法上の組合契約による従業員持株会を想定しているものと考えられるため、民法上の組合である従業員持株会は投信法7条に違反しないといえる。このことは、人格のない社団等で組織した従業員持株会がすべて当該規定に違反するとまではいうことはできないとしても、証券会社方式については、上述した人格のない社団等に該当することを前提に争われた事例のように特段の事情がなければ、その従業員持株会は、民法上の組合を前提に組成されるものと考えられる。

□ 税法上の有利取扱い

全員会員方式の場合、従業員持株会が保有する株式は、民法上の組合を前提に組成していることから、直接会員に帰属するため、その配当金は会員の配当所得となり、配当控除の適用を受けることができる。一方、人格のない社団等として組成した場合、従業員持株会は、法人税法上、法人とみなされ、法人税の納税義務の主体となる(法法3、4)。そして、上述したように、従業員持株会が保有する株式に対する配当金が、雑所得となり、配当控除の適用がないこととなる(所法92、所基通35-1(7))。

また、脱退に当たって株式の交付を受けた場合は、その評価益部分が一時所得として課税されることとなると考えられる。このように、民法上の組合で組成した場合の税務上の有利扱いを考慮したものと考えられる。

そもそも、税務上の取扱いをかんがみれば、従業員持株会が民法上の組合である場合は、組合財産が、共有(合有)であり、単独所有の分割及び持分の処分が可能であること(民法668)、損益の分配割合の定めが

あるか、その定めがない場合は出資割合に応じて定めることとされ、その収益が各組合員に帰属すること（民法 674）、組合債務について各組合員が直接責任を負うこと（民法 675）など、組合財産や組合財産から生ずる損益が直接組合員に帰属することを前提とするものである。これは、従業員持株会はあくまで、従業員が実施会社の株式を取得するための手段として組織されるとすれば、組合の取得が会員の直接の取得となる民法上の組合として同会を組成することがこの目的を達成するために最もふさわしいものと考えられる。なお、人格のない社団等の要件を満たすほどの組成が必要かどうかという面では、上述の従業員持株会の独立性の確保の観点からすれば、会員にとっても、自己株式取得の規制等のある実施会社にとってもその必要があったものと考えられる。

ただし、実際の従業員持株会の組成は、個々の事情等によりこのガイドラインにすべて沿うものではないことは、NK 事案からも明らかである。したがって、個々の事案の判断に当たっては、両者の差異である配当金の取扱いの状況や、実態と異なる規定を定めなければならない特段の事情や合理的な理由の有無などから、従業員持株会を民法上の組合とする規定がその実態に照らし、単なる名目上のものに過ぎないものかどうかを検討しなければならないものと考えられる。

第3節 事例の検討に当たって（まとめ）

従来の従業員持株会の税務上の取扱いについての個々の事例の検討に当たっては、当該持株会の法的性格が、民法上の組合であるか、それとも、人格のない社団等であるかの議論に終始する傾向があると考えられる。しかしながら、上述したように、まずは、その仕組みを分析した上で、その運営実態等の事実確認を含めてその法的性格を判断し、課税関係を検討する必要があるものと考える。

従業員持株会の仕組みについては、特に①信託契約の当事者はだれで、その

当事者はどのような地位を有するのか、②従業員持株会の役割はなにか、③当該持株会を通じて取得した導入企業の株式は、だれにどのような財産として帰属するか（組合財財産、信託財産、共有財産、総有などのどのような財産か。また、複合していないか。）などを確認する必要があるものと考える。

また、全員会員方式については、従業員持株会の法的性格により税務上の取扱いが異なることとなるため、例えば、人格のない社団等であるかどうかを判断する場合が生じる可能性があるところ、規約上従業員持株会は、団体としての組織を備え、代表の方法、財産の管理等が確定しているなど人格のない社団等の成立要件を満たすことが多いものと考えられる（法法2八、法基通1-1-1）。しかしながら、持株制度に関するガイドラインに基づいて従業員持株会が民法上の組合として明記され、投信法7条の適用外であることを明らかにしているものであることからすれば、特段に事情や合理的な理由がなければ、証券会社方式である場合のその従業員持株会は、民法上の組合として組成されたものと考えられる。

したがって、従業員持株会の法的判断をするに当たっては、両者の差異である配当金の取扱いの状況や、実態と異なる規定を定めなければならない特段の事情や合理的な理由の有無などを確認し、従業員持株会を民法上の組合とする規定がその実態に照らし、単なる名目上のものに過ぎないものかどうかを検討しなければならないものと考えられる。

なお、従業員持株会の会員（少数会員方式の場合は、参加者）は、導入企業の従業員としての地位と導入企業の株主としての地位を持つことになるが、導入企業が支給する奨励金は、従業員持株会制度が従業員に対する福利厚生を目的としたものであることからすれば、原則として、その従業員にとってその支給は、給与所得になるものと考えられる。

第2章 新たな自社株式保有スキーム (日本版E S O P)

第1節 仕組み

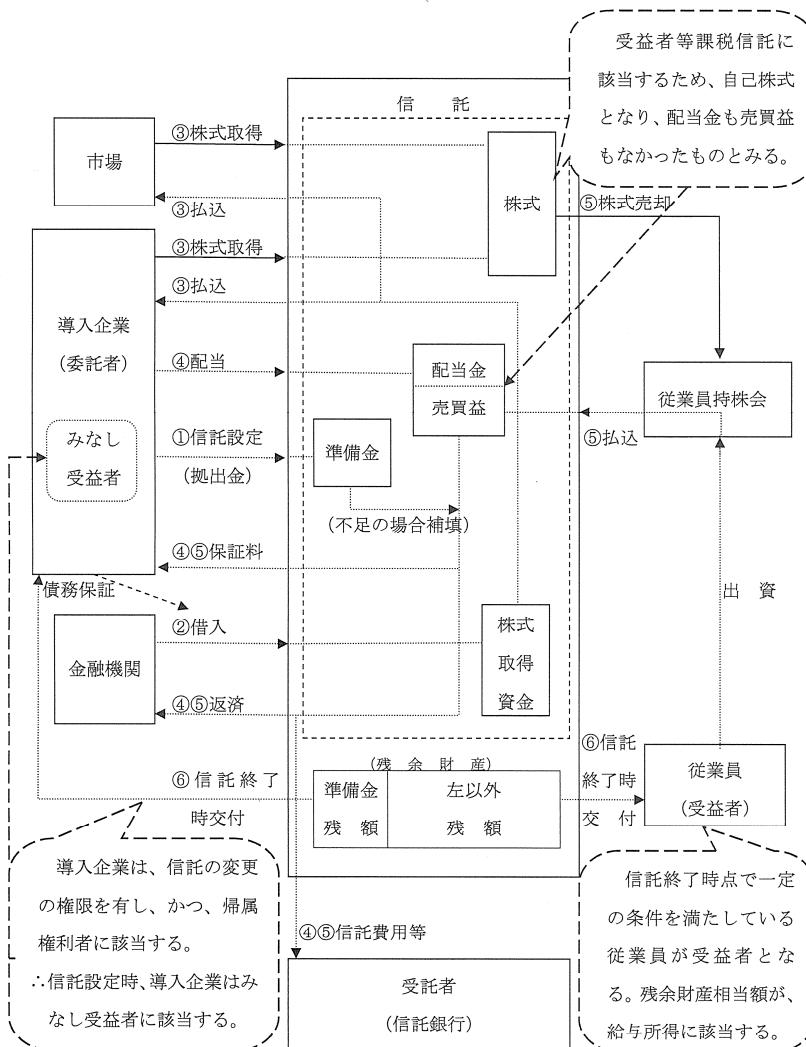
従来の従業員持株会は、従業員の拠出金を主な原資として、順次導入企業の株式を取得していくため、その株式の保有割合は僅かなものに留まるものであることなどから、第1章第1節で述べた従業員持株会の特性も限定的な側面があるとされ⁽¹⁹⁾、その特性を生かすものが新たな自社株式保有スキーム（以下「新スキーム」という。）であると考えられる。

従来、従業員持株会は、株式を市場又は導入企業から取得していたが、この仕組みでは、①導入企業を委託者とし、従業員持株会に参加しているなどの条件を満たしている従業員を受益者とする信託を設定（信託する拠出金は、損失補填や信託費用のための準備金として積立てる。）し、②この信託に金融機関からの借入により、③市場又は導入企業から導入企業の株式を一括して取得させ、④順次従業員持株会へ売却することとされている。なお、⑤信託報酬や保証料などの信託費用の支払や金融機関への借入金の返済には、従業員持株会からの株式売買益及び保有する株式に対する配当金を充てることとし、不足する場合に損失補填準備金若しくは信託費用準備金を取り崩しこれに充てる。また、⑥当該信託が終了する直前に、一定の条件を満たしている従業員に対して受益権を付与し、損失補填準備金若しくは信託費用準備金残高を除く信託財産（金銭）を交付した後に当該信託が終了することとされている。そして、損失補填準備金若しくは信託費用準備金残高は、帰属権利者である導入企業に交付される。なお、新スキームには、中間法人との匿名組合契約を利用するものもあったが、現在導入されているスキームのほとんどが信託を利用したものであるため、このスキームを前提に検討を進める。

(19) 新たな自社株式保有スキーム検討会・前掲注(3)2頁。

したがって、新スキームとは、導入企業を委託者、従業員持株会の会員のうち信託終了直前に一定の条件を満たしている従業員を受益者とする信託を組成し、その信託を通じて従業員持株会が導入企業の株式を取得する仕組みである。なお、信託が、導入企業の株式を市場又は導入企業から取得する資金は、信託の金融機関からの借入によるものあり、信託は、取得した当該株式を順次、その従業員持株会に売却することによりその借入資金を返済する。また、信託費用等については、原則として信託が保有する株式に対する配当金や当該株式の売買益が充てられる。

新スキームの仕組みの概要



第2節 税務上の取扱い

平成20年11月に経済産業省から発表された「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」（以下「新スキーム報告書」という。）において示された主な税務上の取扱いを整理すると次のとおりである⁽²⁰⁾。

1 信託の課税方法について

新スキームにおいて、信託終了時点で一定の条件を満たしている従業員が受益者となる場合は、それまでの間は、受益者が不存在となる。しかしながら、委託者である導入企業が、①信託行為において、受託者や信託管理人等との合意により信託の変更をする権限を有し、かつ、②信託設定当初に損失補填準備金又は信託費用準備金を設定し、信託終了時に当該準備金の残高を帰属権利者である導入企業に交付されると定められている場合、原則として当該信託は、導入企業をみなし受益者とする受益者等課税信託に該当するものと考えられる（法法12①②、法令15①、法基通14-4-8）。

2 信託が保有する株式について

導入企業が信託に対して自己株式を処分、あるいは新株発行をする場合、信託が保有する株式は、税務上はみなし受益者たる導入企業が所有しているものとみなされるため、税務上は導入企業の自己株式の処分、あるいは新株発行が行われていないものとして取り扱われると考えられる（法法12①②）。すなわち、信託が保有する株式は、導入企業が自己株式として引き続き所有しているものとみなされるものと考えられる。また、信託が市場から導入企業の株式を取得した場合も、同様に導入企業が自己株式を取得したものとみなされるものと考えられる。

(20) 新たな自社株式保有スキーム検討会・前掲注(3)29~34頁参照。

3 配当金について

信託が保有する株式は、導入企業が自己株式として引き続き所有しているものとみなされるため、当該株式に対する配当は、同一法人内での資金移動となり、当該配当は行われなかつたものと考えられる。

4 従業員持株会に対する株式譲渡取引について

信託が保有する株式が、導入企業の自己株式に該当すると考えられることから、信託から従業員持株会に株式が有償で譲渡される取引は、導入企業が自己株式を処分する取引、資本等取引に該当し、当該取引においては売買差損益の計上はされないものと考えられる(法法2十六、22②⑤、法令8①一)。

5 新たに受益者となる従業員について

新スキームにおいては、みなし受益者であった導入企業から新たに受益者となった従業員に対して、当該信託に関する権利に係る資産（金銭）を給付するものであり、当該スキームが従業員の勤労インセンティブ等を確保するためのものであることからすれば、原則として、労務・役務の対価に該当し、給与として損金算入、給付を受ける従業員は、給与所得として課税されるものと考えられる。

ところで、実際に導入された新スキームの概要をみてみると、受益者には、一定の条件を満たしている従業員だけではなく、定年退職した者やグループ社員を含むものもある。したがって、個々の事例を検討するに当たっては、受益者に対する信託財産の給付を給与所得とみるか否かは、これらの者に対する給付も含めて検討する必要がある。

6 小括

新スキームの税務上の取扱いを時系列的に整理すると次のとおりとなる。

(1) 信託設定時

新スキームは、信託設定時において、委託者である導入企業をみなし受

益者とする受益者等課税信託に該当すると考えられる。

(2) 信託期間中

したがって、信託が保有する株式は、みなし受益者である導入企業が所有するものとみなされ、導入企業の自己株式に該当すると考えられる。そうすると、信託が保有する株式に対する配当金は、自己株式に係る配当金であるから、同一法人内の資金移動と考えられるため、当該配当は行われなかつたものとみることができ、課税所得は発生しないこととなる。また、信託が保有する株式を従業員持株会に譲渡する取引は、自己株式を処分する取引と考えられるため、資本等取引に該当し、売買益は計上されず、課税所得は発生しないこととなる。

(3) 信託終了時

なお、信託が保有する株式に対する配当金や信託が保有する株式の売買益については、信託の終了時に残余財産に含まれることとなり、原則として、新たな受益者となる従業員に対する給与所得として課税されることとなる。

(4) 租税回避スキームへの利用可能性への懸念

上述の新スキームの税務上の取扱いから、新スキームにおける信託期間に発生した配当金や従業員持株会への株式売買益は、その発生時点では課税されず、信託終了時点において、新たに受益者となった一定の従業員の給与所得として課税されることとなる。すなわち、結果として、課税の繰延べが行われることとなる。新スキームは、従業員の福利厚生や勤労意欲の向上等を目的とした従業員持株会をベースに組成されている。このような目的を前提に会社法上の自己株式取得規制等関係法令との整合性を確保しつつ新スキームが組成され、私法上の選択性の濫用や租税法規の濫用⁽²¹⁾がないものであるとすれば、新スキームの信託収益の課税の繰延べは、租税回避とは認められないものと考えられる。

(21) 今村隆「租税回避とは何か」税大論叢四十周年記念論文集 11 頁 (2008)。

しかしながら、このスキームを形式的に利用すれば、課税の繰延べが可能であることとなるため、新スキームの税務上の取扱いを奇貨とした租税回避スキームへの利用が懸念される。

第3節 信託税制について

新スキームの税務上の取扱いは、第2節で述べたとおり、信託税制を前提とするため、この節において、信託税制についての課税の仕組みやその考え方を整理した上で、次の第4節において、新スキームの租税回避スキームへの利用の可能性について考察する。

1 信託

信託については、基本的には、債権説に立ち、物権と債権を峻別する大陸法を基本とする民法体系との整合性を重視しつつ、信託が英米法に由来することから、信託財産の独立性という英米法的な機能が取り込まれているとされている⁽²²⁾。

債権説とは、信託によって①受託者が信託財産の完全な所有権を取得するとともに、②受益者は、受託者に対し、信託の目的に従った信託財産の管理・処分を行うことについての債権的な請求権を取得するという考え方である。また、信託財産に属する財産は、形式的には受託者に属するが、実質的には受益者のために管理・処分されるべきものであり、信託の利益は受益者に帰属するため、受託者の固有財産と区別され、独立性を有している⁽²³⁾。

これを信託法上でみると、「信託」とは、信託契約、遺言信託及び信託宣言のいずれかの信託の方法により、受託者が、委託者の当該方法による意思表示である信託行為の定める一定の目的に従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をなすべきものと

(22) 寺本昌広『逐条解説 新しい信託法〔補訂版〕』25頁（商事法務、2008）。

(23) 寺本昌広・前掲注(22)97頁。

することという（信託法2①②、3）。

「委託者」とは、信託の方法により信託をする者をいい、「受託者」とは、信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をすべき義務を負う者をいう（信託法2④⑤）。「信託財産」とは、受託者に属する財産であって、信託により管理又は処分すべき一切の財産をいい、信託行為において信託財産に属すべきものと定められた財産のほか、信託財産に属する財産の管理、処分等による受託者が得た財産が含まれる（信託法2③、16）。また、「信託の目的」は、一般的には、信託により信託財産の管理又は処分等によって発生した利益を受益者に分配することであり、「受益者」とは、受益権を有する者をいう（信託法2⑥）。

受益者が有する「受益権」とは、次の①及び②をいう（信託法2⑦）。

① 信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権（以下「受益債権」という。）

受益債権とは、主に信託の利益の給付や残余財産をの給付を受ける権利をいう。

② 受益債権を確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利

この権利は主に、信託に係る意思決定権（信託の変更合意権等）や受託者の監視・監督権（受託者の行為の差止め等）をいう。

なお、信託行為の定めにより受益者となるべき者として指定された者は、別段の定めがある場合を除き、当然に受益権を取得する（信託法88①）。

また、信託を時系列的にみていくと、次のとおりである。

（1）信託設定時

委託者は、信託行為により、財産（所有権）を移転し、受託者は、これを取得する。また、受益者は、信託行為により受益権を取得する。

（2）信託期間中

受託者は、信託行為により、信託財産の管理及び処分等を行い、発生した信託の利益を受益者に分配し、受益者はこれを受領する。

(3) 信託終了時

信託は、信託の目的の達成などの信託の終了事由により終了し、受託者は、信託を清算して受益者に残余財産を給付する（信託法 163～166、175、176）。

2 信託の利益及び信託財産の帰属

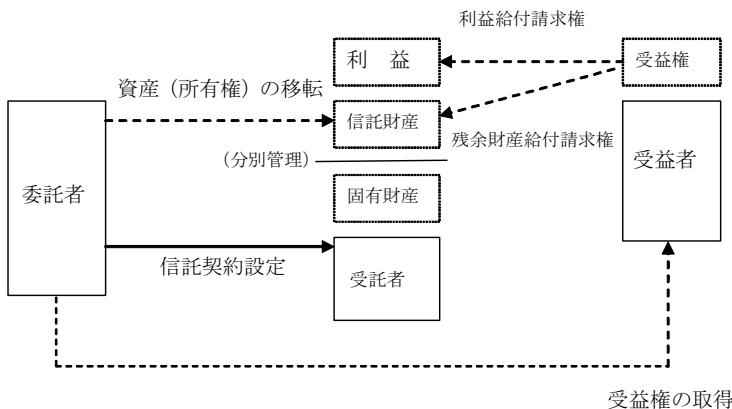
信託法上、受託者は、受益者として信託の利益を享受する場合を除き、何人の名義をもつてするかを問わず、信託の利益を享受することはできないとされている（信託法 8）。すなわち、受益者のみが、信託行為に基づいて信託の利益を享受する者ということができる。新井誠教授は、受益者について「信託当事者の中で、信託から生じる経済的利益の直接的な享受主体となるのが受益者である。」と述べられている⁽²⁴⁾。

また、信託財産は、受託者の固有財産と分別管理されるとともに、原則として委託者や受託者の債権者による強制執行が禁止され、委託者や受託者の倒産リスクからも隔離されている（信託法 23、25、34）。

以上から、信託法上、①信託財産は、受託者に帰属するが、その信託の利益を享受するのは、受託者ではなく、受益者であり、信託財産から生ずる利益を享受する者と信託財産の所有者が異なっていること及び②信託財産は、受託者に帰属するが、受託者の固有財産から分別管理され、受託者の債権者や倒産リスクから隔離され独立性を有していることが、信託の基本構造であり、その特徴であると考えられる。

（信託の基本構造）

(24) 新井誠『信託法〔第3版〕』214頁（有斐閣、2008）。



3 信託に想定される所得

信託の基本構造からみた場合に、信託の利益として、①受益者の利益給付請求権の対象となる信託期間中に受託者の信託財産の管理、処分等により発生する所得と②受益者の残余財産給付請求権の対象となる信託終了時の残余財産の給付による所得が想定される。また、信託の利益ではないが、信託財産となる財産の移転が行われることから、③信託設定時に委託者が受託者に資産を移転させることにより発生する所得が想定される。

①の信託期間中に発生する所得は、信託法上で考えると、受託者の所得として発生するが、その利益は、受益者のみが享受することとなるため、受益者に対する所得として、その所得の発生時に課税するか、実際にその利益を受領した時点で課税するかいずれかではないかと想定できる。

②の残余財産の給付による所得は、③の資産の移転の最終的な帰属による所得であるから、信託期間中の受益権の移転などを除くと、受益者に対する所得として残余財産の基となる財産が移転する信託設定時か、実際に残余財産が給付される信託終了時かのいずれかで課税されることが想定される。

そこで、信託税制の基本的な仕組みと信託税制の全体構造を概観した上で、信託に想定される所得の課税に仕組みについて、考察していくこととする。

4 基本的な仕組み

信託に想定される所得を念頭に置きながら、信託税制の基本的な仕組みを概観する。

(1) 税法上の信託の区分

税法上、信託については、次に区分することができる。

イ 受益者等課税信託

不動産・動産等の管理等の一般的な信託で次のロ及びハのいずれにも該当しない信託をいう（法法 12、法令 14 の 10②）。

ロ 集団投資信託

合同運用信託、証券投資信託、国内の公募等による投資信託、外国投資信託及び特定受益証券発行信託をいう（法法 2 二十九）。

ハ 法人課税信託

特定受益証券発行信託以外の受益証券発行信託、受益者等が存しない信託、法人が委託者となる一定の信託、投資信託及び特定目的信託（集団投資信託に該当するものを除く。）をいう（法法 2 二十九の二）

なお、退職年金等信託及び特定公益信託等は、本稿の論点に直接関係しないため、検討等を省略する。

(2) 課税方法

税務上の信託を課税方法の観点からみると次のとおりである⁽²⁵⁾。

イ 受益者段階課税（発生時課税）

受益者等課税信託が該当し、収益の発生時に受益者等に課税する。

ロ 受益者段階課税（受領時課税）

集団投資信託が該当し、信託収益を現実に受領した時に受益者に課税する。

ハ 信託段階法人課税

法人課税信託が該当し、信託段階において受託者を納税義務者として

(25) 佐々木浩ほか「平成 19 年度改正税法のすべて」292 頁（大蔵財務協会、2011）。

法人税を課税する。

(3) 課税物件の帰属

ところで、法人税法及び所得税法の課税物件は、所得であり、その課税物件の帰属といった場合は、だれに帰属するかという人的帰属と、どの年度に発生したものかという年度帰属がある。

上記（2）における人的帰属の面からの課税方法が、受益者段階課税及び信託段階法人課税とみることができる。すなわち、受益者又は信託（受託者）に課税することとなる。また、年度帰属の面からの課税方法が、発生時課税及び受領時課税とみることができ、信託に想定される所得のうち、信託期間中に発生する所得をその発生時又は受益者が給付を受けた時に課税することになる。

そして、税務上、「信託財産」の定義が規定されていないため、信託法の借用概念であると考えると、信託財産は、受託者に属する財産であるから、信託の設定によって、委託者から受託者へ移転する財産（課税関係を明らかにするため、金銭以外の資産を前提に考察を進めることとする。）は、委託者にとっては、信託財産になる前の資産の移転であるから、委託者に発生する信託設定時の資産の移転による所得は、「信託財産に帰せられる収益および費用」には含まれないものと考えられる。

したがって、信託税制における各課税方法は、一義的には、信託期間中に発生する所得を課税物件としての帰属を規定したものと考えができる。

ただし、信託設定時の資産の移転により発生する所得の発生の基団となるその資産及び負債は、委託者から移転後は、信託財産となるのであるから、「信託の受益者は当該信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし」については、その所得の発生の有無にも影響することとなると考えられる。ただし、例えば、単独自益信託の設定の場合は、受益者は、委託者のみであるため、委託者から受託者への資産の移転は、税務上は存在しないこととなり、当該所得は、発生しないことなると考えられる。

そこで、各課税方法の全体構造を概観した上で、信託期間中に発生した所得と信託設定時の資産移転による所得等の信託設定時及び終了時に発生する所得に対する課税の仕組みを考察する。

4 全体構造

課税物件の帰属の面から各課税方法は、次のとおりであり⁽²⁶⁾、信託税制の全体構造は、私法上、受託者の帰属する信託期間中に発生する所得をだれに、どの時点で課税するかを規定したものとみることができる。

(1) 受益者等課税信託

信託財産に属する資産及び負債は、法律上は受託者に帰属するが、税務上、受益者が有するものとみなし、かつ、信託財産に帰せられる収益及び費用を受益者のものとみなして、その発生時に受益者に課税する（受益者等課税信託）。

平成19年度改正前の本文信託は、受益者が自ら信託財産を保有している実質があることから、課税関係においても、信託財産が帰せられる収入及び支出については、受益者が自ら信託財産を有するものとみなして課税関係が構築されていた。ところが、法人税法の規定の適用全般にわたって、受益者が信託財産を有するものとみなされていたがどうかは条文上、必ずしも明確ではなかったことから、改正後は、法人税法の規定の適用全般にわたって受益者が信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされることが明確化されている。これにより、単独自益信託において金銭以外の資産を信託した場合に譲渡損益等が計上されないことも明らかになったとされている。

また、この改正前は、形式基準により受益者が不特定又は不存在の場合、信託財産に帰せられる収入及び支出については、委託者が信託財産を有するものとみなして課税することとされていた。しかしながら、信託に関し

(26) 佐々木浩ほか・前掲注(25)71～115、287～329、470～487頁参照（大蔵財務協会、2011）。

て何ら権利を有しない委託者までもが課税対象となる場合もあり、これは必ずしも課税のあり方としては適當ではない。そこで、このような信託について、課税対象となるべき者の範囲を課税所得が帰属する状態にあるか否かの観点から、①受益者としての権限を現に有する者と②信託の変更権限を有し、かつ、信託財産の給付を受ける権利を有する者（みなし受益者）とし、税務上は、信託財産に属する資産及び負債並び信託財産に帰せられる収益及び費用がこれらの受益者に直接帰属するとみなすこととされている。

（2）集団投資信託

19年度税制改正前の合同運用信託や一般的な投資信託は、受益者は投資家としての性格が強く信託財産と受益者が個々の結びつきが希薄である一方で、利益が受益者にとどまらず受益者に帰属するものであることから、受託者段階の課税は行わず、課税の繰延べを認めて受益者である投資家への分配段階で課税することとされていた。改正後は、これらを集団投資信託と定義するとともに、特定受益証券発行信託を追加している。

信託法の改正により新たな類型となった受益証券発行信託については、①受益者は割合的単位に細分化された受益権を有し、受益権が転々流通することが想定されているため、受益者が信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなすことは実態上適當ではなく、②実務上も各受益者の所得計算が困難になることが想定される。そこで、受益証券発行信託のうち適正に信託実務を実施することができると認められる者を受託者とし、過度な課税の繰延べが生じないものとして一定の要件を満たすものを特定受益証券発行信託として集団投資信託に含めることとされた。

集団投資信託は、①受益者が不特定多数であること、②大量の資金を集め得ること及び③計算期間が比較的短く、かつ、収益の大部分が各計算期間ごとに配分されるという共通性を持っていることから、過度な課税の繰延べが生じないものとして受益者への分配段階で課税することとされたも

のと考える⁽²⁷⁾。

(3) 法人課税信託

平成 18 年に改正された信託法において新設された様々な類型の信託すべてについて、信託財産に属する資産を受益者が、有しているものとみなすことは必ずしも適當ではない。

そこで、主に次の三つの信託を法人課税信託として、一義的には所得の帰属主体である受託者に対して、受託者の固有財産に帰せられる所得とは区分して法人税を課税することとされた（法人課税信託には、この他に投資信託及び特定目的信託も含まれるが、本稿の論点に直接関係しないため、検討等を省略する。）。

イ 特定受益証券発行信託以外の受益証券発行信託

受託者段階で利益が留保される可能性があるため、受託者段階での課税が必要である。

ロ 受益者等が存しない信託

信託収益の帰属者たる受益者等が存しないため、受益者に代替して受託者段階での課税が必要である。

なお、信託法上、受益者の定めのない信託は、目的信託とも呼ばれ、受益者の存在を予定していない信託をいい、受益者の定め（信託を定める方法を含む。）がない信託をいう（信託法 258）。法人税法上の受益者等が存しない信託は、これと異なり、法人税法 12 条 1 項に規定する受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）又は同条 2 項のいわゆるみなし受益者が存しない信託であり、これらが存することとなった場合は、受益者等課税信託となる。

ハ 法人が委託者となる信託で法人税の回避の恐れが高いものとして一定のもの

次の信託は、その経済活動によって生み出される利益が長期に渡って

(27) 金子宏『租税法〔第 15 版〕』417 頁（弘文堂、2010）。

積立てられ、もしくは内部に留保される傾向があるため、課税が繰り延べられやすいこと、又は委託者たる法人又はその特殊関係人の租税回避に利用されやすいという問題点をもっているため、法人課税信託とされている。

① 事業の重要な部分の信託で委託者の株主等を受益者とするもの
受益者等課税信託に該当するとした場合は、別会社として事業を分離する場合と比して別会社段階で課税されることの回避の点及びその分離事業と受益者の事業との損益の通算が可能である点において租税回避が可能となる。

② 自己信託等で存続期間が 20 年を超えるもの

受益者等課税信託に該当するとした場合は、長期間継続する事業を自己信託により行う場合、ゴーイングコンサーンを前提とする通常の営利法人と同様の事業を従前どおり行っている状況にあるにもかかわらず、受益者にその信託された収益が帰属するとみなされると、通常は、発生段階で法人税が課税されることを考えると信託した事業に係る法人税を免れることができる。

③ 自己信託等で損益分配割合が変更可能であるもの

自己信託等で受益権を子会社等に取得させ、損益の分配を操作することにより、事業の利益を子会社等に付け替えることができる場合には、その年において赤字の子会社等に黒字の信託利益を帰属させ、損益通算することによって法人税の租税回避が可能となる。

(4) 小括

信託財産に属する資産及び負債は、法律上は受託者に帰属するが、税務上、受益者が有するものとみなし、かつ、信託財産に帰せられる収益及び費用を受益者のものとみなして、その発生時に受益者に課税する（受益者等課税信託）。ただし、合同運用信託など受益者が投資家の性格が強く受益権が転々流通することが想定されるなど、受益者が信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなすことが実態上適当ではない一定のもので、

過度な課税の繰延べが行われないものについては、所得発生時の課税は行わず、受益者への分配段階で課税する（集団投資信託）。また、様々な類型の信託すべてについて、信託財産に属する資産及び負債を受益者が有するものとみなすことは必ずしも適當ではないが、受益者等が存しない信託など一定のものは、課税が繰延べやすい又は租税回避に利用されやすいため、受託者に課税する（法人課税信託）。信託財産から生ずる所得は、基本的にこの三つの課税方法に整理される。

また、次のような規定などから、課税の繰延べや租税回避を防止することを前提に三つの課税方法を適用する仕組みとなっているもの考えられる。

- ① 受益証券発行信託については、信託の類型からは、集団投資信託となるが、課税の繰延べが生じない一定の要件を満たす特定受益証券発行信託以外は、課税繰延べの防止のため、法人課税信託としていること。

特定受益証券発行信託の場合は、未分配利益が信託元本の 2.5%以下で、各計算期間が 1 年以下などの要件により、信託に発生した利益がほとんど留保されることなく、1 年内で分配されるため、受領時に課税しても過度な課税の繰延べは生じない（法法 2 二十九、法令 14 の 4 ハ）。

- ② 合同運用信託については、課税繰延べの防止のため、一定の委託者により設定されたものを除外することとしていること。

合同運用信託の場合は、「委託者が実質的に多数でない信託」を除外するとによって、親族など実質的に共同性の認められる委託者同士が「共同しない多数の委託者」として形式的に整えることによる課税の繰延べの防止を図っている（法法 2 二十六、二十九イ）。

- ③ 信託の内容からは、受益者等課税信託となるが、課税の繰延べや租税回避を防止するため、法人が委託者となる信託で法人税の回避の恐れが高いものとして一定のものを法人課税信託としていること。

- ④ その所得発生時に受益者に課税できない可能性がある受益者等の存しない信託については、受益者に代替して受託者段階で課税する法人課税信託としていること。

5 信託期間中に発生する所得の課税の仕組み

信託の基本構造から想定される受益者の利益給付請求権の対象となる信託期間中に受託者の信託財産の管理、処分等により発生する所得の課税の仕組みについて考察する。

(1) 受益者等課税信託

イ 実質所得者課税の原則

法人税及び所得税（以下「法人税等」という。）は、「所得の帰属に関する通則」において、実質所得者課税の原則を規定し、①資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、②その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するものとして、この法律の規定を適用するとしている（法法 11、所法 12）。

資産から生ずる収益、例えば、資産の譲渡収益や資産の使用収益などは、これらの収益を享受する者はだれであるかは、その収益の基因となっている資産の真実の権利者はだれであるかにより判定することとされている（所基通 12-1）。

そうすると、収益の基因となっている資産の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人ある場合は、当該資産の真実の権利者にその収益が帰属するものとして法人税法等の規定を適用することとなる。

したがって、資産から生ずる所得については、課税物件の法律（私法）上の帰属につき、その形式と実質とが相違している場合には、実質に即して帰属を判定すべきことを定めたものと解する法律的帰属説の立場によるものとされている⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾。すなわち、真実の資産の所有者がその所得の帰属者となる。

ロ 信託財産に帰せられる所得の帰属

(28) 金子宏・前掲注(27)156 頁。

(29) 北島一晃ほか共編『平成 21 年度版所得税基本通達逐条解説』112 頁（大蔵財務協会、2009）。

ところが、信託財産に帰属する所得について、「信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は、①当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、②当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する」こととされている（法法 12、所法 13、なお、①及び②は筆者が挿入した。）。

信託財産の所有権は、委託者から受託者に移転するから、そこから生ずる所得は法律上、受託者に帰属するが、しかし、実際には、受託者は、信託財産を自己の固有資産とは分別して管理し、一定の報酬を受けるのみで、それを差し引いた信託利益の全部は、受益者に支払われ、あるいは将来特定されるべき受益者のために積立てられることとされている。このような場合には、所得の法律上の帰属を無視し、経済上の帰属に即して受益者に課税することがこの規定の趣旨であるとして、いわゆる経済的帰属説によるとする考え方がある⁽³⁰⁾。

この考え方を前提に考えれば、信託財産に帰せられる所得（収益又は費用）について、法律上の所得の帰属者である受託者を無視し、最終的に当該所得を享受する受益者に同所得が帰属するものとみなして課税することとなる。すなわち、受益者は、所得の帰属者であると同時にその資産の所有者とみなされる。

したがって、受益者等課税信託の規定は、法律上受託者に帰属する信託期間中に発生した所得を実際にその所得を享受する受益者にその所得の発生時点で課税するためのものであって、この規定により所得を発生させない又は課税を繰延べるとするものではないと考えられる。そして、例えば、信託収益が発生すれば、現実の分配がなくても、受益者に収益が生じたものとして取り扱うこととなる。

（2）集団投資信託

(30) 金子宏・前掲注(27)59 頁。

法人が受託者となる集団投資信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用は、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上、当該法人の資産及び負債並びに収益及び費用でないものとみなして、この法律の規定を適用することとされている（法法12③）。

したがって、受託者に帰属する信託期間中に発生した所得は、税務上受託者のものでないものとしてみなし、この段階では課税せず、受益者に分配された段階で課税されることとなる。すなわち、受託者においては、所得の帰属者でないと同時にその資産の帰属者でないものとみなされる。

また、信託利益を享受する受益者に信託財産に属する資産及び負債を帰属するとみなす規定がない。その理由は、受益者の課税については、信託法に基づく私法上の取引をそのまま受け入れて課税することとなっているため、あえて税務上、修正する必要がないものと考えられる。

（3）法人課税信託

法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。以下同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、法人税法等の規定を適用することとされている（法法4の6①、所法6の2①）。また、この場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、別の者とみなされた者にそれぞれ帰属するものとすることとされている（法法4の6②、所法6の2②）。これは、課税所得の計算単位とその帰属すべき所得の範囲を明らかにしたものであり⁽³¹⁾、本来は、実質所得者である受益者に課税すべきところ、課税の公平を確保するために、いわば受益者に代替して受託者に課税したものであるから、信託財産等を受託者に帰属することとともに、受託者固有の所得の課税や他の信託の受益者等の所得の課税と区分されなければならない。すなわち、信託

(31) 佐々木浩ほか・前掲注(25)314頁。

ごとに所得の帰属者であると同時にその資産の所有者とすることとされて
いる。

したがって、この受託者は、信託期間中の固有財産から生ずる所得と信
託財産から生ずる所得について、別の法人が存在するものとみなして、また、複数の法人課税信託の受託者である場合は、当該信託ごとに別の法人
が存在するものとみなして法人税を課税することとなる。

(4) 小括

信託期間中に発生する所得に対する課税に仕組みは、次のとおりであり、
当該所得をいつの時点で、誰に帰属する所得として課税するかを規定した
ものである。

そして、原則として、受益者又は受益者に代替して受託者にその所得の
発生時に課税し、受益者の受領時に課税しても過度な課税の繰延べとなら
ないものについては、その受領時に課税することとしている。したがって、
いずれの課税方法においても、その所得を発生させない又は信託終了時ま
で課税を繰延べるとすることは想定されていないものと考えられる。

イ 受益者等課税信託

受益者がその所得の帰属者であると同時にその資産の所有者とみなし
て、受益者に対しその所得の発生時に課税する。

ロ 集団投資信託

受託者で発生した所得は、受託者の所得の計算上、その所得の帰属者
でないとみて課税せず、受益者に対してその受領時に課税する。

ハ 法人課税信託

受益者に代替して、その資産の所有者である受託者に対してその所得
の発生時に課税する。

6 信託の設定及び終了時の課税の仕組み

信託の基本構造から想定される受益者の残余財産給付請求権の対象となる
信託終了時の残余財産の給付による所得の課税の仕組みを明らかにするため、

信託財産は、金銭以外を前提として、信託設定時に委託者が受託者に資産を移転させることにより発生することが想定される所得を含めて、信託設定及び終了時の課税の仕組みを考察する。

(1) 受益者等課税信託

イ 信託設定時

委託者からみると、信託設定時の財産の移転は、原則として資産の譲渡となり、譲渡損益が発生することとなる。受益者等課税信託の場合は、信託の受益者が、当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされるため、受託者ではなく、受益者に譲渡したものと考えることとなる。

そうすると、委託者が法人の場合は、譲渡損益を計上した上で、例えば、この移転が雇用関係等の対価として行うものであれば、給与となり、対価性のないものであれば、寄附金として取り扱うこととなると考えられる（法法 22、37）。

委託者が個人である場合は、原則として譲渡所得となるが、対価がない場合は、資産の譲渡ではなく贈与又は遺贈ということもある（所法 33）。また、譲渡先が法人である場合、適正な対価である場合は、その対価は譲渡所得であり、その対価の額が時価の 2 分の 1 未満である場合は、時価との差額がみなし譲渡とされて、譲渡所得となる（所法 67 の 3、所基通 67 の 3-1）。

受益者からみると、受益者は、受益権を取得し、同時に信託財産を有するものとみなされる。

受益者が法人である場合は、適正な対価の支払をすれば、特に課税所得は発生しないが、対価が低い場合は、受贈益を計上することとなる。また、受益者が個人であり、適正な対価の支払をした場合は、同様であるが、例えば、雇用関係等の対価であれば、給与所得、雇用関係等がない場合は、一時所得になると考えられる（所法 28、34、所基通 34-1(5)）。

委託者及び受託者が共に個人で対価のない場合は、贈与又は遺贈によ

り信託の権利を取得したものとみなすこととされている(相法9の2①)。さらにこの場合、信託の権利を取得した受益者は、信託財産を取得し、承継したものとみなされる(相法9の2⑥)。

ただし、単独自益信託の場合は、委託者が受益者となるため、資産の移転はないこととなり、委託者及び受託者に資産の移転による所得は発生しない。

受託者からみると、税務上信託された財産を所有することができないため、信託の設定により信託財産を受け入れても受贈益は発生しない。

ロ 信託終了時

信託の終了時には、残余財産が、受託者から受益者へ給付される。しかしながら、受益者が、信託財産に属する資産及び負債の所有者とみなされるため、受託者及び受益者には課税は生じない。

ハ 小括

受益者等課税信託の場合は、単独自益信託を除いて、資産の移転により信託設定時の所有者である委託者に譲渡損益(給与、寄附金等)が発生し、信託の設定によって受益権の取得と同時に信託財産を有するものとみなされる受益者に受贈益(給与所得、一時所得等)として実現する。なお、受託者には、所得は発生しない。

また、受益者は、信託設定時に残余財産の給付に相当する所得が課税対象とされおり、既にその課税が実現しているため、信託終了時に残余財産の給付を受けても、この段階で課税する所得は発生しないこととなる。

(2) 集団投資信託

特定受益証券発行信託を例として検討する。

イ 信託設定時

委託者からみると、資産の移転は、信託財産の譲渡となり、譲渡損益が発生することとなる。

受託者は、信託財産を取得することになるが、受託者の所得の計算上、

その信託財産に属する資産及び負債を有しないものとされるため、受贈益は発生しない。

ロ 信託終了時

信託終了時の金銭の交付は、受益権に係る部分は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる（措法 37 の 10④一）。また、受益権に係るものを超える部分は、配当所得となる（所法 24、所令 59②）。なお、受益者が法人の場合は、益金又は損金として所得を構成することとなる（法法 22②）

ハ 小括

特定受益証券発行信託の場合は、資産の移転により信託設定時の所有者である委託者に譲渡損益が発生し、信託財産を取得する受託者には、所得は発生しない。この信託の場合は、信託財産と受益権との結びつきが希薄であることから、信託終了時の金銭の交付は、残余財産の給付としての所得ではなく、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる。

（3）法人課税信託

イ 受益者等が存しない信託

（イ）信託設定時

委託者からみると、信託設定時の資産の移転は、原則として資産の譲渡として所得が発生する。なお、委託者が個人の場合は、受託法人に対する贈与により当該資産の移転があったものとみなされる（所法 6 の 3 七）。

受託者は、信託財産を取得することとなり、受贈益が発生する。なお、受託者は、会社とみなされる。そして、信託財産等及び固有資産等ごとに別の者とみなされ、それぞれに帰属するものとみなされる（法法 4 の 6 ①②）。受託者が個人の場合も、法人税の納税義務が発生し、原則、受託者が法人の場合と同様となる（法法 4 ④、所法 6 の 3 三、6 の 2 ①②）。ただし、受益者になる者が委託者の親族等とされる場合

は、贈与税・相続税が課税され、法人税は税額控除の対象となる（相法9の4、相令1の9、1の10）。

(ロ) 信託終了時

受託法人の解散があったものとされ（法法4の7八、所法6の3五）、帰属権利者に残余財産が給付された場合は、受託法人からの受贈益として所得が発生する。

(ハ) 受益者等が存在することとなった場合

受託法人の解散があったものとされる（法法4の7八、所法6の3五）。

受託法人は、受益者に対しその信託財産に属する資産及び負債を当該信託に該当しないこととなった時の直前の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、当該受託法人の各事業年度の所得の計算をすることとなる（法法64の3②）。

受益者は、信託財産に属する資産及び負債を直前の帳簿価額により引継ぎを受けたものとして、課税関係は生じない（法法64の3③、所法67の3①②）。ただし、受益者が委託者の親族の場合は、贈与税が課税される（相法9の5）。

(二) 小括

受益者等が存しない信託の場合は、資産の移転により信託設定時の所有者である委託者に譲渡損益が発生し、受益者に代替して信託財産を有する受託者に受贈益として実現する。信託終了時に受託者には、所得は発生しない。

受益者等が存することとなった場合は、既に受託者で代替して課税されているため、受益者が信託財産に属する資産及び負債を直前の帳簿価額により受けたものされ、残余財産の給付による所得は発生しない。

□ 受益証券発行信託（特定受益証券発行信託以外）

(イ) 信託の設定時

受託法人に出資があったものとされ、委託者は現物出資と同様に譲渡による所得が発生する（法法4の7九、所法6の3六）。

A 資産の移転

受託法人に対する出資があったものとみなされ、委託者は、現物出資と同様に譲渡損益が発生する（法法4の7九、所法6の3六）。

受託者は、出資を受けたものとみなされ、資本金等の金額が増加し資本等取引となるため、受託者に所得は発生しないこととなる（法令14の10④）。

B 受益証券の取得

受益権は、株式又は出資とみなし、受益者は、株主等に含まれるものとされる（法法4の7六、所法6の3四）。

また、受益者が適正な対価なしに取得した場合は、受贈益課税が生ずる（法法22②）。なお、委託者及び受益者が個人の場合は、贈与・遺贈により取得したものとみなされる（相法9の2①）。

C 受益証券の譲渡

有価証券（株式等）の譲渡損益（譲渡所得）が生ずることとなる（法法61の2、措法37の10）。

(ロ) 信託終了時

受託法人は、解散があったものとみなされ（法法4の7八、所法6の3五）、元本の払戻しは、資本剰余金の減少を伴う剰余金の配当とみなされる（法法4の7十）。受益者の受け残余財産のうち、受益権の取得価額を超える部分は、譲渡損益（譲渡所得）となる。ただし、資本金等の額を超える部分は、みなし配当となる（法法24①三、所法25①三）。

(ハ) 小括

受益証券発行信託（特定受益証券発行信託以外）の場合は、資産の移転により信託設定時の所有者である委託者に譲渡損益が発生し、受託者は出資としてみて受贈益は発生しない。したがって、信託終了時

は、受益権を株式等の譲渡とみなして受益者に所得が発生する。なお、法人税の回避の恐れが高いものとして法人課税信託となる一定の信託も、受益証券は発行しないものの、同様の課税の取扱いとなる。

(4) まとめ

受益者の残余財産給付請求権の対象となる信託終了時の残余財産の給付による所得の課税の仕組みは、次のとおりであり、信託設定時に課税されるか又は信託終了時に残余財産の給付としての所得ではなく、株式等に係る譲渡所得等として課税され、いずれも、その所得を発生させない又は信託終了時まで課税の繰延べるとすることは想定されていないものと考えられる。

イ 受益者等課税信託

受益者等課税信託の場合は、受益者は、信託設定時に残余財産の給付に相当する所得が課税対象とされており、既にその課税が実現しているため、信託終了時に残余財産の給付を受けても、この段階で課税する所得は発生しないこととなる。

ロ 集団投資信託

特定受益証券発行信託の場合は、信託財産と受益権との結びつきが希薄であることから、信託終了時の金銭の交付は、残余財産の給付としての所得ではなく、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる。

ハ 法人課税信託

(イ) 受益者等が存しない信託

受益者が存することとなった場合は、既に受託者で代替して課税されているため、受益者は、信託財産に属する資産及び負債を直前の帳簿価額により引継ぎを受けたものとして、課税関係は生じない。

(ロ) 受益証券発行信託（特定受益証券発行信託以外）

信託終了時は、受益権を株式等の譲渡とみなして受益者に所得が発生する。なお、法人税の回避の恐れが高いものとして法人課税信託となる一定の信託も、受益証券は発行しないものの、同様の課税の取扱

いとなる。

7 受益者等課税信託と法人課税信託との境界

受益者等課税信託において、信託期間中に発生する所得をその発生の時に受益者に課税できない場合に、受託者段階でこの所得に代替的に課税を行う仕組みを法人課税信託とみることができる。

受益者等課税信託と法人課税信託を区分するメルクマールは、法人課税信託となる①受託者段階で利益が留保される可能性のある受益証券発行信託（特定受益証券発行信託以外）か、②受益者等が存しない信託か、③法人税の租税回避の恐れが高い一定の信託か、ということになる。法人税法上は、上記①は、受益権を表示する証券を発行する旨の定めのある信託（特定受益証券発行信託以外）か、②は、法人税法 12 条 1 項に規定する受益者（同条 2 項の規定により同条 1 項に規定する受益者とみなされる者を含む。）が存しない信託か、③は、法人が委託者となる信託で一定の要件に該当するか、いずれかに該当する場合は、受益者等課税信託ではなく、法人課税信託に該当することとなる（法法 2 二十九の二）。なお、新スキームは、委託者がみなし受益者に該当することが前提にされているため、②に絞って考察を進めていく。

また、平成 19 年度改正前は、形式基準により受益者が不特定又は不存在の場合、信託財産に帰せられる収入及び支出について、委託者が信託財産を有するものとみなして課税することとされていた。しかしながら、信託に関して何ら権利を有しない委託者までもが課税対象となる場合もあり、これは必ずしも課税のあり方としては適当ではない。そこで、このような信託について、課税対象となるべき者の範囲を課税所得が帰属する状態にあるか否かの観点から、①受益者としての権限を現に有する者と②信託の変更権限を有し、かつ、信託財産の給付を受ける権利を有する者（みなし受益者）とし、信託財産に属する資産及び負債並び当該信託財産に帰せられる収益及び費用が、税務上は、これらの受益者に直接帰属するとみなすこととされている。

みなし受益者は、その者に信託財産に帰せられる所得が帰属するとみなし

て課税することが適當な状態にある者のことであり、このメルクマークについて、信託法における受益者の概念（信託法2⑥⑦）を参考にしつつ、信託の変更する権限（信託をコントロールする権利の具現化）を有するか否か、信託財産の給付を受けることとされている者か否かによって判断することとされている⁽³²⁾。

（1）受益者

法人税法等において、受益者等課税信託と法人課税信託との区分のメルクマールとなる「受益者」については、定義規定はなく、信託法上の借用概念であると考えられることから、受益権を有する者をいい、信託の利益を享受する者と解される（法法12①、所法13①、信託法2⑥）。

ただし、法人税法等の信託税制の適用の対象となる受益者は、受益者としての権利を現に有するものに限るとされている（法法12①カッコ書、所法13①カッコ書）。法人税法等は、課税期間における一定時点の課税関係を構築する必要があるため、その時点において課税対象とすべき者として実際に権利を有する者に限定しているものと考えられる。

信託行為の定めにより受益者となるべき者として指定された者は、別段の定めがある場合を除き、当然に受益権を取得する（信託法88①）。この受益者となるべき者として指定された者は、必ずしも信託設定時に特定するなどの要件等はないため、例えば、将来一定の条件を満たす者や将来生れる者など信託設定時に不特定や不存在の場合もある（法基通14-4-1）。

イ 帰属権利者

この受益者には、信託法182条1項1号《残余財産の帰属》に規定する残余財産受益者は含まれるが、信託の終了前の期間における同項2号に規定する帰属権利者は含まれないこととされている（法基通14-4-7）。

信託は、当該信託が終了した場合には、清算をしなければならない（信

(32) 佐々木浩ほか・前掲注(25)293頁。

託法 175)。その清算に際して残余財産の帰属する者が、残余財産受益者と帰属権利者である。「残余財産受益者」とは、信託行為において残余財産の給付を内容とする受益債権に係る受益者として指定された者をいい、「帰属権利者」とは、信託行為において残余財産の帰属すべき者として指定された者をいう(信託法 182①)。

したがって、残余財産受益者は、信託行為に別段の定めがない場合には、税法上も受益者に該当するが、帰属権利者は、信託行為における受益者ではなく、残余財産の帰属すべき者として指定された者にすぎない。ただし、帰属権利者は、信託行為に別段の定めがない場合には、当然に残余財産の給付をすべき債務に係る債権を取得し、信託の清算中は、受益者とみなされる(信託法 186①⑥)。すなわち、信託行為に別段の定めがない場合には、帰属権利者は、清算開始事由である信託の終了前においては、そもそも受益者とならない(信託法 175)。

□ 遺言代用の信託

また、信託法 90 条 1 項《委託者の死亡時に受益権を取得する旨の定めのある信託等の特例》に規定する受益者となるべき者として指定された者及び受益者についても、この受益者(受益者としての権利を現に有するものに限る。)に含まれないとされている(法基通 14-4-7)。

信託行為の定めにより受益者となるべき者として指定された者は、当然に受益権を取得する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる(信託法 88①)。したがって、受益者となるべき者として指定された者は、別段の定めがない限り、受益権の意思表示を要しないで委託者による信託設定の効力発生時から当然に受益権を取得することとなる⁽³³⁾。

この別段の定めには、受益権の取得について条件や期限を付す定めなどがあり、一般に遺言代用の信託といわれる信託に関する特則を定めた

(33) 寺本昌広・前掲注(22)257 頁。

この信託法90条が、これを法定したものとして位置づけられている⁽³⁴⁾。

信託法90条1項1号は、「委託者の死亡のときに受益者となるべき者として指定された者が受益権を取得する旨の定めのある信託」であり、受益者となるべき者は、委託者の死亡の時までにはそもそも受益権を取得せず、委託者の死亡のときに、はじめて受益権を取得する。すなわち、死亡時を受益権の取得の始期又は停止条件としているものであり、信託設定時には、受益者となり得ないものと考えられる。

同項2号は、「委託者の死亡のとき以後に受益者が信託財産に係る給付を受ける旨の定めのある信託」であり、受益者が委託者の死亡前から受益権を取得するものの、信託財産に係る給付を受ける権利については、委託者の死亡時までは取得しない。しかしながら、そうすると、委託者が信託を変更し、あるいは終了させようとする場合にも、原則としてこの受益者の同意を受けなければならぬこととなり（信託法149、164）、遺言代用の信託を設定した委託者の通常の意思に沿わないものと考えられるため、同条2項で、別段の定めがない場合、受益者は、委託者が死亡するまでは受益者としての権利を有しないものとされている⁽³⁵⁾。

すなわち、この2号では、死亡前から受益者となり、信託財産に係る給付を受ける権利だけが停止されることとなるが、制度の趣旨から2項ですべての受益者としての権利が停止されることとなり、信託設定時ににおいて受益者であるが、受益者としての権利を現に有しないこととなると考えられる。

ハ 小括

信託行為の定めにより受益者となるべき者として指定された者が存する信託は、その者が当然に信託設定時に受益権を取得するため、受益者等が存する信託となるが、信託行為の別段の定めにより、次のような信託は、受益者等が存しない信託となるものと考えられる。

(34) 寺本昌広・前掲注(22)253頁。

(35) 寺本昌広・前掲注(22)255頁。

- ① 信託設定時後一定の条件等により受益者が存することとなる信託
受益者として指定された者が将来一定の条件を満たす者や将来生れる者など信託設定時に不特定や不存在の場合が該当する。また、この場合でみなしあるに該当しない帰属権利者が存する場合も同様となる。
- ② 信託設定時後一定の条件等により受益権を取得することとなる信託
委託者の死亡時に受益者となるべき者として指定された者が受益権を取得する旨の定めのある信託などが該当する。
- ③ 信託設定時には、受益者が存在し、受益権を取得するが、受益者としての権利を有しない信託
委託者の死亡のとき以後に受益者が信託財産に係る給付を受ける旨の定めのある信託が該当する。

(2) みなしあるに該当する場合

また、受益者以外で、①信託の変更する権限を有し、かつ、②当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者は、受益者にみなされる(法第12条第2項)。

信託法において、受益者が有する「受益権」とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権(「受益債権」)及びこれを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利をいう(信託法第2条第7項)。

①の信託の変更権限は、受益債権を確保するための権利のうちの一つとして受益者が有する権利であり、信託をコントロールする権利の具現化と考えられる。また、②の信託の信託財産の給付を受けることは、受益債権そのものである。

従来は、信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用が帰属するものとみなされる者は、形式基準により、受益者が存する場合には受益者とされ、受益者が不特定又は不存在の場合には委託

者とされていたが、実質基準が導入され、①かつ②の要件を満たす者は受益者と同等の地位を有する者、その者に信託財産に帰せられる所得が帰属するとみなして課税することが適當な状態にある者として受益者にみなされることとなる⁽³⁶⁾。

イ 信託の変更権限

信託の変更権限には、他の者との合意によるものを含み、信託の目的に反しないことが明らかである場合に限り有する軽微なものを除くこととされている（法法 15①②）。信託法において、信託の変更は、別段の定めがある場合を除き委託者、受託者及び受益者の合意によってすることができる、その変更が信託の目的に反しないことが明らかであるときは、委託者の合意なしに受託者及び受益者の合意でできる（信託法 149①②③）。信託法上も原則として受託者であっても単独で信託の変更ができないことから、税法上も他の者との合意による信託変更権限を含むものとし、委託者との合意が不要である場合は、軽微な権限としてこれを除外しているものと考えられる。

ロ 信託財産の給付を受けることとされている者

上記の②の信託の信託財産の給付を受けることとされている者には、停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者が該当するものとされている（法令 15③）。受益債権が停止された者は、受益権を確保する権利も停止されることとなり、受益権を有する者には、該当しないものと考えられる。

また、信託行為の定めにより帰属権利者となるべき者として指定された者は、信託行為に別段の定めがあるときを除き、当然に残余財産の給付すべき債務に係る債権を取得する（信託法 183①）したがって、帰属権利者として指定された者は、残余財産の給付を受けることとなることから、信託財産の給付を受けることとされている者に該当することとな

(36) 佐々木浩ほか・前掲注(25)293 頁。

る。

なお、信託行為に残余財産受益者若しくは帰属権利者（以下「残余財産受益者等」という。）の指定に関する定めがない場合又は信託行為の定めにより残余財産受益者等として指定を受けた者のすべてがその権利を放棄した場合には、信託行為に委託者又はその相続人その他の一般承継人を帰属権利者として指定する定めがあったものとみなすこととされている（信託法 183②）。

したがって、信託の変更する権限を現に有している委託者が信託行為の定めにより帰属権利者として指定されている場合又は信託法 183 条 2 項により帰属権利者として指定する定めがあったものとみなされた場合は、原則として、その委託者はみなし受益者に該当することとなる。（法基通 14-4-8）。

（3）有するものとみなされる所得及び信託財産

受益者が 2 以上ある場合における受益者等課税信託の適用については、その信託の信託財産に属する資産及び負債の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとし、当該信託財産に帰せられる収益及び費用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられるものとされている（法令 15④）。

また、一の受益者が有する受益者としての権利がその信託財産に係る受益者としての権利の一部にとどまる場合であっても、その余の権利を有する者が存しない又は特定されていないときには、当該受益者がその信託の信託財産に属する資産及び負債の全部を有するものとみなされ、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用の全部が帰せられるものとみなされる（法基通 14-4-1）。すなわち、権利が及ばない部分を含めて課税することにより、課税の空白を埋めるという意味では租税回避の防止が図られるものと考えられる。ただし、一定の受益者に実質的に帰属していない所得を課税することとなり、実質基準を取り入れたとされる税務上の受益者の趣旨と矛盾が生じるとも考えられる。

なお、形式的に当てはめたところ受益者に該当する者であっても、権利の内容によってはその者に帰属すべき資産及び負債並びに収益及び費用が限りなくゼロに近い場合もあると考えられ、この場合には、その者を受益者として取扱われないことも考えられる⁽³⁷⁾。

(4) みなし受益者の租税回避防止効果

上述したとおり、みなし受益者とは、本来の受益者ではないが、実質基準として、信託をコントロールする権利である信託の変更権限を有し、かつ、信託財産の給付を受けることとされていることから、受益者と同等の地位のある者、その者に信託財産に帰せられる所得が帰属するとみなして課税することが適當な状態にある者とされている。

ところで、このみなし受益者は、米国法のグランタートラストと類似の処理であり、信託を利用した委託者の所得分割への対応という効果がある旨の見解がある⁽³⁸⁾。

グランタートラストとは、グランター（委託者）が信託設定後に一定の支配権又は信託所得のコントロールを留保している信託は、その部分において、委託者がその所有者とされ、信託に帰属する所得は、委託者の所得として課税するものである（内国歳入法典 671～678）。この一定の支配権又は信託所得のコントロールとして、みなし受益者の要件に類似する委託者等が信託の元本及び収益について、受益者の同意無しに変更等する権限を持つ信託が挙げられている（内国歳入法典 674）。この規定を適用することによって、例えば、高額所得者である委託者が信託のコントロールを留保することにより所得を分散し、高い累進税率での課税を逃れることを防止することが可能である。したがって、グランタートラストに類似するみなし受益者は、委託者の所得分割による租税回避を防止する機能を持つものと考えられる。

(37) 佐々木浩ほか・前掲注(25)295 頁。

(38) 金子宏ほか「信託法制と信託税制の改革」税研 22 卷 6 号 9 頁 (2007)・佐藤英明教授発言。

ところで、グランタートラストでは、委託者が支配権又は信託所得のコントロールを留保している部分についてのみ適用され、それ以外の部分は、信託課税の方式により信託又は受益者に課税されることとなる⁽³⁹⁾。

この点においては、みなし受益者がいて、他に受益者等が現に存しない場合などは、みなし受益者の有する権利がその信託財産に係る権利の一部にとどまる場合であっても、その余の権利を有する者が存しない又は特定されていないときには、みなし受益者がその信託の信託財産に属する資産及び負債の全部を有するものとみなされ、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用の全部が帰せられるものとみなされる（法基通14-4-1）。したがって、グランタートラストとは異なり、みなし受益者は、本来その利益を享受しない部分にも課税が及ぶこととなる。この相違点は、上記(3)で述べたとおり、実質基準を前提とする信託税制の矛盾点とも考えられ、みなし受益者にとって本来その利益を享受しない部分が、みなし受益者と信託との関係においては、例えば、内部取引となり、所得が発生しないこととなれば、結果的に課税の繰延べが生じる基因にもなり得るものと考えられる。

また、委託者は、原則として、信託の変更権限を有するから、例えば、信託行為において残余財産の一部でも取得する帰属権利者とすればみなし受益者となり、容易に受益者等課税信託を選択することができる。したがって、実質基準であるはずのみなし受益者が、むしろ租税回避スキームを組成しやすくなってしまう可能性があると考えられる。

(5) 小括

受益者等課税信託の課税方法の適用の可否の判定は、実質基準として、①受益者のうち、受益者としての権利を現に有する者と②本来の受益者ではないが、信託をコントロールする権利としての信託の変更権限を有し、かつ、信託財産の給付を受けることとされているみなし受益者の存否によ

(39) 松永和美「米国の信託の税制について」信託238号50頁（2009）。

ることとなる。

そして、次の点において、租税回避及び課税の繰延べを防止するものと考えられる。

- ① みなし受益者の規定を適用することにより、委託者が信託をコントロールして所得を分散することを防止することが可能となること。
- ② 受益者が2以上存在する場合に、一の受益者が有する受益者としての権利がその信託財産に係る受益者としての権利の一部にとどまる場合であっても、その余の権利を有する者が存しない又は特定されていないときには、当該受益者がその信託財産に帰せられる所得の全部が帰せられるものとされるため、課税の空白を埋めることができること。

しかしながら、次の点において、課税の繰延べや租税回避が生じる基因にもなり得るものと考えられる。

- ① 本来その利益を享受しない部分にも課税が及ぶこととなり、実質基準を前提とする信託税制の矛盾点とも考えられる。そして、受益者にとって本来その利益を享受しない部分が、その受益者と信託との関係においては、例えば、内部取引となり、所得が発生しないこととなれば、結果的に課税の繰延べが生じること。
- ② それでは、法人課税信託として課税するのであれば課税の繰延べは生じないこととなるが、委託者の場合は、原則として、信託の変更権限を有するから、例えば、信託行為において残余財産の一部でも取得する帰属権利者となればみなし受益者となり、容易に受益者等課税信託を選択することができるすこと。

8 信託税制の仕組みとその問題点（まとめ）

(1) 信託税制の仕組み

信託税制の仕組みは、主に信託期間中に発生する所得について、三つの課税方法を適用している。

一般的な信託は、受益者等課税信託が適用され、信託中に発生する所得

は、その発生時に課税される。ただし、この方法を適用するならば、租税回避や課税の繰延べされる可能性の高い一定のものについては、法人課税信託を適用し、その所得の発生時点で受益者に代替して受託者に課税することとなる。また、信託設定時点で、受益者等が特定していない信託など受益者等が存しない信託は、その信託の類型からすると、受益者等課税信託となるが、信託期間中に発生する所得の発生時点においては、受益者が存在せず、その時点での課税が困難となることから、法人課税信託を適用し、その所得発生時点で受益者に代替して受託者に課税することとなる。

受益者と信託財産との結びつきが弱い合同運用信託や受益証券発行信託などは、信託期間中に発生する所得については、その受領時に課税することとなるが、過度の課税の繰延べがされることがないように、一定のものを集団投資信託の対象外としている。合同運用信託については、課税の繰延べとして利用されやすい委託者が実質的に多数でない信託を除外し、この除外された信託は、通常は受益者等課税信託として、その所得の発生時に課税されることとなる。また、受益証券発行信託についても、信託期間中に発生する所得が、ほとんど留保されないもので、その計算期間が1年以下のもの等の要件に該当するもの以外のものは、集団投資信託の対象外として、法人課税信託を適用し、その所得の発生時点で受益者に代替して受託者に課税することとなる。

以上のように、信託期間中に発生する所得について、いずれかの課税方法を適用した場合に課税の繰延べや租税回避となるものは、信託の類型にかかわらず、それ以外の課税方法を適用して、原則としてその所得発生時点(タイムラグの少ないものは受領時点)で課税する仕組みとなっている。

したがって、信託税制は、信託期間中に発生した所得については、課税の繰延べが行われることは想定されていないものと考えることができる。

そして、信託税制の適用に当たっては、信託に関してなんら権利を有しない者が課税対象とならないように、実質基準により、受益者としての権限を現に有する者を信託税制の適用対象者としている。さらに、受益者で

はないが、信託の変更権限を有してその信託をコントロールし、信託財産からの給付を受ける権利を有する者は、受益者と同等に信託による所得が帰属する状況にあるとして、その者をみなし受益者とし、信託税制の適用対象者として加えている。このみなし受益者の規定を適用することにより、委託者の所得の分散による租税回避を防止することが可能となるものと考えられる。

また、受益者が2以上存在する場合における受益者等課税信託の適用に当たっては、信託財産やそれに帰属する所得は、受益者が有する権利の内容に応じてそれぞれに帰属するとされているところ、信託設定時点で一の受益者のみが存在し、その権利が一部にとどまるものであっても、課税の空白がないよう、その権利のすべてを有するものとして課税することは、租税回避及び課税の繰延べの防止に資するものと考えられる。

(2) 問題点

信託税制は、上述のとおり、三つの課税方法により、課税の繰延べや租税回避の防止を図っているところであるが、個別的に課税の繰延べや租税回避が想定されるものを課税方法の適用を調整することにより対応していることから、当該税制の制定当時までに想定されなかつたものや、制定後に新たに課税の繰延べや租税回避が想定されることとなったものについては、対応できない恐れがある。

例えば、受益者が2以上存在する場合に、信託期間中に発生する所得を取得する受益者がその権利を現に有せず、残余財産を取得するみなし受益者のみ存するとき、信託期間中に発生する所得が、みなし受益者に対して課税されることになるはずであるが、そのみなし受益者と信託の関係においては、内部取引として所得がないものとされる等により、課税がされない場合は、その所得は、本来帰属すべき受益者がその権利を有するまでは、課税が繰延べられることとなる。

また、信託財産やそれに帰属する所得は、受益者が有する権利の内容に応じてそれぞれに帰属するとされているところ、例えば、現に存する受益

者が残余財産受益者であった場合は、①残余財産の給付については、受益者等課税信託、②信託の利益の給付については、受益者等が存しない信託として、法人課税信託の適用をすれば、その利益の発生時点で課税所得とすることができます。しかしながら、信託税制では、一信託一課税方法を適用していると考えられるため、そのような取扱いができず、現に存する受益者と信託の関係からその利益が課税所得とならない場合は、その利益についての課税の繰延べが生ずることとなる。

さらに、この場合において、一信託のすべてを法人課税信託として課税するのであれば課税の繰延べは生じないこととなるが、委託者は、原則として、信託の変更権限を有するから、例えば、信託行為において残余財産の一部でも取得する帰属権利者となればみなし受益者となり、容易に受益者等課税信託を選択することができてしまう可能性があると考えられる。すなわち、実質基準であるはずのみなし受益者がむしろ、租税回避スキームを組成しやすくしてしまう可能性があると考えられる。

したがって、信託の利益、すなわち、信託期間中に発生した所得は、その発生時点で課税されないとすれば、他の納税者等との課税の公平を欠くこととなるため、そのような場合、その部分については、法人課税信託を適用するなど、受益者ごと又は所得ごとの課税方法を適用することを取り入れる必要があると考える。

なお、信託税制の規定の解釈によっては、信託に帰せられる所得の本来の帰属者と課税の対象となる者が異なることによる課税所得の発生の有無を利用した租税回避スキームを排除することも可能であると考えられる。それは、「信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなす」は、二つの意味があり、一つが、信託の設定から発生する資産の移転に係る所得の課税関係を規定したもの、もう一つが、信託期間中に発生した所得を規定したものと解釈する考え方である。後者の意味は、「信託財産に帰せられる収益及び費用」は、法律上は受託者に発生した所得を税務上は受益者のものとみなすことから、この規定に適用によって、実質所得者課税の原則と

同様に、所得者イコールその所得の基因となる資産の所有者とするために規定したものと解するならば、資産の帰属を前提に所得の発生の有無を考える必要はなく、発生した所得と所得の基因となる信託財産をそのまま受益者に帰属するとみなすこととなり、本稿により危惧した租税回避スキームは防止できるものと考えられる。ただし、この考え方による場合は、新スキームの課税関係を再構築する必要が生じるため、新スキームを形式的に利用した租税回避スキームが多く発生した場合には、このような信託税制に関する規定の解釈の再検討も必要であると考える。

第4節 租税回避スキームへの利用可能性についての検討

第2節のとおり、新スキームによる信託期間に発生した配当金や従業員持株会への株式売買益は、その発生時点では課税されず、結果として、課税の繰延べが行われることとなるため、このスキームを形式的に利用した租税回避スキームの組成が危惧される。そこで、第3節で整理した信託税制の仕組みや問題点を基にして、新スキームの租税回避スキームへの利用の可能性について考察する。

1 信託の課税方法について

(1) 問題の所在

第3節で述べたとおり、信託税制は、信託期間中に発生する所得について、いずれかの課税方法を適用した場合に課税の繰延べや租税回避となるものは、信託の類型にかかわらず、それ以外の課税方法、特に法人課税信託を適用することによって、原則としてその所得発生時点（タイムラグの少ないものは受領時点）で課税する仕組みとなっている。したがって、信託税制は、信託期間中に発生した所得について、課税の繰延べが行われることは想定されていないものと考えることができる。また、受益者等課税信託に該当する場合、信託期間中に発生した所得は、その発生時に受益者

等に課税されることが税務上予定されていることとなる。

しかしながら、新スキームでは、信託期間中に発生した信託が保有する株式に対する配当金やその株式の売買益がその発生時点では課税されず、受益者が確定するまで課税が繰延べられることとなる。

新スキームの組成の目的及び経緯からすれば、租税回避を目的としたものではないことは明らかであるが、このスキームを形式的に利用して租税回避スキームが組成されることが懸念される。例えば、新スキームの受益者となる一定の従業員をそれ以外の者とする自社株式の取引スキームを組成するなどにより、租税回避スキームとして利用が可能になると考えられる。そこで、租税回避の要因が具体的にどの点に存在するのか、新スキームの仕組み、配当金の取扱い及び信託が保有する株式の取扱いについて考察する。

(2) 信託の仕組み

新スキームを信託の面からみると、信託設定時の信託財産は、①信託された拠出金と②委託者である導入企業の保証による金融機関から借り入れた資金である。

①の信託された拠出金は、損失補填や信託費用のための準備金として積立てられ、②の資金の管理、処分等によって発生した信託利益が不足した場合にのみ、損失補填や信託費用に充てられることとなっており、信託終了時の残高は、帰属権利者である委託者へ返還される。②の資金は、新スキームの目的である導入企業の株式の取得のために受託者において管理、処分等され、その信託利益は、当該資金に係る借入金の利子の支払や信託費用等に充てられた上で、信託終了時に受益者である一定の従業員に残余財産に含まれて給付される。すなわち、信託設定時の信託財産の管理、処分等が二つに区分されていることから、あたかも複数の信託を組み合わせたものとみることができる。新スキームがこのような資金の形をとった理由は、会社法上の子会社による親会社株式の取得禁止規制（会社法 135 ①、976 十）及び自己株式に関する規制（会社法 156）等によるものと考え

られる⁽⁴⁰⁾ところ、次のとおり、これを形式的に利用し、租税回避スキームを組成する可能性がある。

(3) 租税回避スキームへの利用可能性

例えば、委託者の株式を信託の借入資金により取得させ、取得した株式を順次本来の受益者を組合員とする組合などに売却する信託契約を設定し、その受益者は、信託期間の終了時点で確定するものとする。この場合は、このままでは、受益者等が存しない信託として、法人課税信託に該当することになり、信託に発生した配当金収入や株式の売買益が受託者に課税されてしまう。そこで委託者は、信託設定時に一定の拠出金を信託し、信託においては、準備金として積立てることとし、その拠出金の残余財産の給付を受ける帰属権利者となる。委託者は、別段の定めがない限り、信託の変更権限を有するため、みなし受益者となる。そうすると、委託者をみなし受益者とする受益者等課税信託となるため、みなし受益者である委託者において、信託期間中に発生した所得が課税されることとなる。しかしながら、信託期間中に発生した所得が本来の受益者にとっては、課税所得を構成するものであるが、みなし受益者である委託者にとっては、その配当金収入は内部取引、株式の売買益は資本等取引に該当することになれば、課税所得は発生しないこととなる。そして、その所得は、本来の受益者が確定した段階で課税されることとなり、課税の繰延べをすることができる。さらに、このスキームにおいて、受益者の確定時点を本来の受益者の損失が見込まれる事業年度とすることなどにより、租税回避スキームとともに可能となる。なお、この例示においては、税務以外の会社法等の規制等は考慮していない。

このように、信託の目的からすれば、信託期間中の所得は、本来の受益者に帰属するものとして、その発生時に課税すべきものであるところ、複数の信託を組み合わせることにより、信託の課税方法を操作し、信託の目

(40) 新たな自社株式保有スキーム検討会・前掲注(3)13 頁。

的である所得の帰属に影響させることなく、その帰属時期を繰延べることが可能となるものと考える。また、複数の信託の組み合わせにより、実質基準であるはずのみなし受益者を形式的に創出することになるため、この実質基準の形骸化にもつながりかねない可能性を含んでいるものと考えられる。

なお、信託法 181 条《債務の弁済における残余財産の給付の制限》は、信託の清算受託者は、信託債権及び受益債権に係る債務を弁済した後でなければ、信託財産に属する財産を残余財産受益者等に給付することができない旨規定している。新スキームを形式的に利用し、新スキームと同様に準備金を設定して、委託者がその残高を取得する帰属権利者となる信託が組成された場合に、その準備金残高が、信託債権及び受益債権に係る債務で、例えば、単なる借入金や預り金に過ぎず、残余財産を確定する前に弁済すべきものとみることができれば、当該準備金残高は残余財産を構成しないものと考えられる。このような場合は、当該スキームにおける受託者は、帰属権利者になり得ず、みなし受益者に該当しないこととなり、その租税回避スキームを否認することができるものと考える。

2 配当金の取扱いについて

(1) 会社法上の自己株式に係る配当制限

会社法 453 条《株主に対する剩余金の配当》において、株式会社は、その株主に対し、剩余金の配当をすることができるとしているが、この株主から当該株式会社を除いていることから、自己株式についての剩余金の配当請求権は認められていない。

自己株式について、剩余金配当請求権が認められない理由として、①配当すると翌事業年度の営業外収益として計上され、収益力に関する誤解を与えるおそれがあること⁽⁴¹⁾や②会社が自己株式について剩余金の配当を

(41) 江頭憲治郎『株式会社法〔第2版〕』251頁（有斐閣（2008）。

受けすることは、いったん計上した利益をさらに受取配当による収益として計上する結果となり不适当である⁽⁴²⁾ことなどの見解がある。

(2) 自己株式に係る配当の税務上の考え方

また、自己株式への配当について、自己から自己への配当はいわば内部取引にすぎず、そもそも益金を構成しないとする見解がある⁽⁴³⁾。

ところで、法人税基本通達3-1-1《名義株等の配当》において、役員、使用人等の名義をもって所有している株式等の配当については、法人税法23条《受取配当の益金不算入》の適用があることが留意的に定められている。いわゆる名義株等について生じる配当等は、その名義人ではなくその株式等の真実の所有者に帰属することとなり、真実の所有者である法人において受取配当の益金不算入の適用があることを明らかにしたものとされている。違法な配当であっても、株主の地位に基づくものは、従来から法人税法上は配当等として取扱われていることによるものと考えられる。

平成17年度改正前の当該通達には、自己株式に係る配当についても、この名義株に含むとされ、受取配当等の益金不算入の規定の適用がある旨留意的に定めていた。自己株式は、上記のとおり会社法453条（旧商法293条）により利益配当が禁止されているが、従前は取得制限が課されていたことから、実際にはその名義株に対して配当が行われることもあったため、当該配当は不适当、違法な配当であっても、その実質に着目し、真実の所有者である法人の配当として名義株の配当と同様に受取配当の益金不算入の適用があることが、この通達により明らかにされていた⁽⁴⁴⁾。

ところが、平成17年度の税制改正により、受取配当の益金不算入制度について、その他株式等（連結法人株式等及関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等をいう。）に係る受取配当等から控除する負債の利子の額を総資産按分法により計算する場合に、分子となるその他株式等の帳簿価額

(42) 弥永真生『リーガルマインド会社法〔第12版〕58頁』（有斐閣、2009）。

(43) 武田昌輔『会社税務釈義1551の2頁』（第一法規）。

(44) 奥田芳彦『法人税基本通達逐条解説』327頁（税務研究会出版局、2004）。

の合計額に自己株式を含めないこととされた(法法 23④、法令 22②ニイ)。この改正は、上述の自己株式に係る配当の禁止や自己株式の取得制限の緩和を踏まえ、受取配当等益金不算入制度における負債利子の計算上、自己株式を関係させず、この規定が適用されないことを明らかしたものとされている。この趣旨を踏まえ、当該通達においても、名義株式に自己株式を含むとする部分が削除されている⁽⁴⁵⁾。

なお、内部取引の考え方と類似するものとして、グループを一体としてとらえグループ全体で所得計算を行う連結納税制度やこれに準ずるグループ法人税制があり、これらの制度におけるグループ間の受取配当は、受取配当等益金不算入の規定により全額益金不算入とされている(法法 24、81 の 4)。

したがって、信託が保有する株式は、自己株式に該当するとすれば、これに対する配当は、同一法人内での資金移動とみて、当該配当は行われなかつたものとして、課税所得を構成しないものとすることが相当であると考える。ただし、上述の通達や規定との平仄をかんがみれば、受取配当等益金不算入の適用を規定した上で、全額益金不算入すべきであると考える。

(3) 租税回避スキームへの利用可能性

以上のとおり、信託が保有する株式が、税務上自己株式として取り扱わるとすれば、当該株式に対する配当金は、本来の受益者にとっては課税所得となるが、委託者にとっては、内部の資金移動に該当し、課税所得を構成しないものとなる。したがって、この委託者と本来の受益者との相違点を形式的に利用し、委託者をみなし受益者とする受益者等課税信託に該当する信託を組成しておいて、信託の終了等一定の時点で本来信託の利益を享受する受益者を確定するなどすれば、信託期間中に発生した当該配当金は、受益者が確定するまでは、課税が繰延べられることとなってしまうことになる。

(45) 畠田悟嗣『法人税基本通達逐条解説』357 頁(税務研究会出版局、2008)。

3 信託が保有する株式について

(1) 株式

株式とは、社団法人である株式会社の社員としての地位をいい、多くの者が容易に会社に参加し得るように均一的な細分化された割合的単位の形をとっている。株式の所有者である社員は、株主といい、株主はその権利として、自益権と共益権を有することとなり、株式会社の構成員となる（会社法 105）。

自益権とは、その主なものは、剰余金配当請求権（会社法 453）及び残余財産分配請求権であり、会社から直接、経済的利益を受ける権利をいう。また、共益権とは、その主なものは、株主総会における議決権（会社法 308 ①）であり、株主が会社の運営に参加する権利をいう。

したがって、株主は、発行会社への出資によって、株主としての権利である自益権と共益権を取得し、保有することとなる（以下、株主としての権利を「株主権」、自益権を「剰余金配当請求権」、共益権を「議決権」という。）。

また、株式は、株主権であるとともに、一度発行されると客観的な存在である財産的（経済的）価値（以下「資産性」という。）を表章して独立の客体として、「有価証券」として流通する。すなわち、株主が保有する株式の内容は、株主権と資産性ということとなる。

(2) 会社法上の自己株式

資産性の観点から自己株式をみると発行会社が自己株式を取得した場合であってもその資産性は失われるものではなく、他の有価証券と同様であると考えることができる。このような考え方から平成 13 年度の商法改正において、自己株式は、流動資産として、他の株式と区分して計上することとしていたものと解される（旧計規 12①）。

また、株主権の観点から自己株式をみると、従前の株主は、その自己株式の株主権を失うこととなる。そして発行会社が取得した自己株式は、発行会社が同時に自己の構成員となること自体、矛盾が生じることとなり、

当該株式については、議決権も剰余金配当請求権も認められないとなるから、出資の返還、すなわち、出資の払戻しと考へることができる。(会社法 308①②、453、454③、504③) したがって、自己株式は、株主資本の控除項目として計上することとなる(計規 108②)。なお、自己株式については、その取得のみでは、発行株式総数が減少しないため、暫定的な処理として株主資本から控除することとし、自己株式の資産性の観点から、有価証券として流通することが前提となるため、株主資本から直接控除せずに間接控除せざるを得ないものと考えられる。また、処分した場合は、有価証券の譲渡として自己株式処分損益を計上することとなっているが、自己株式を株主権の観点からみると、新株発行としての実態を有しているため、新株発行と同様に規制が加えられているものと考えることができる(会社法 199 等)。

(3) 税務上の自己株式

平成 18 年度改正前の法人税法においては、自己株式は有価証券であり、これを取得した場合には、その取得対価のうちみなし配当部分以外の金額は、有価証券の増加として処理することとされていた(旧法令 119①一)。しかしながら、平成 18 年度の改正により自己株式は有価証券の定義から除外され(法法 2 二十一カッコ書)、従来のその取得対価のうちみなし配当部分以外の金額、自己の株式の取得の対価の額に相当する金額は、資本金等の額の減少とされ(法法 2 十六、法令 8 ①二十～二十一)、みなし配当部分は利益積立金の減少となる(法法 2 十八、法令 9 ①二十、法法 24)。すなわち、出資の払戻しの金額を資本金等の額のうち取得した自己株式の出資に対応する部分として減少させ、それを上回る金額は、剰余金の配当とみて利益積立金額を減少させている。

税務上も会社法と同様に自己株式の取得は、出資の払戻しとして株主資本の減少とみるが、有価証券から除外することにより直接控除することとしたものと考えられる。

処分時には、会社法上は、処分対価と帳簿価額との差額を自己株式処分

差損益として計上し、その差損益は、その他資本剰余金を構成することとなるが、税務上は、処分対価全額が資本金等の額を増加させることとなり、新株発行と同様の取扱いとなる。

(4) 信託が保有する株式の考え方

イ 税務上の考え方

新スキームにおいて、導入企業が受託者に対して自己株式を処分、あるいは新株発行する場合、受託者が所有する株式は、信託に関する規定によれば、みなし受益者たる委託者が所有しているものとみなされるため、税務上は委託者の自己株式の処分、あるいは新株発行が行われていないものとして取り扱われると考えられる（法法 12①②）。また、市場から株式を取得した場合は、信託及び資本等取引に関する規定によれば、税務上は、委託者の自己株式の取得が行われたものと取り扱われると考えられる。

したがって、信託が保有する株式は、税務上、委託者が自己株式を保有しているとみることができることから、信託がその保有する株式を従業員持株会へ売却する行為は、自己株式の処分又は新株の発行ということとなり、資本等取引であるから課税所得は発生しないものと考えることができる。

ロ 会社法上の考え方

ところで、新スキーム報告書の会社法上の論点として、次のとおり、自己株式に関する規制の適用の有無が検討されている。

新スキームにおいては、信託が保有する株式につき、議決権の行使や剰余金の配当を行うことが予定されている。しかしながら、仮に信託が導入企業株式を取得することが、導入企業の会社の計算によるものとして、自己株式に関する規制に服する場合には、信託の所有する株式について議決権が認められず、また、これに対する配当もできることとなり、従業員に対する長期的インセンティブの形成や従業員のガバナンス効果といったこのスキームの目的が減殺されるおそれがある旨問題提起

がされている⁽⁴⁶⁾。

これに関して、新スキームにおいては、導入企業がスキームを導入するか否かについて裁量を有することとなるものの、次のとおり、スキーム導入後、信託が保有する株式に対する支配が導入企業に帰属しないのであれば、スキーム導入につき導入企業が裁量を有しているからといって、直ちに信託による株式取得が会社の計算によると評価されるものではないと考えられるとされている⁽⁴⁷⁾。

- ① 従業員持株会を利用するスキームについては、従業員持株会における議決権行使状況（賛成・反対の比率）を踏まえて、受託者・中間法人が議決権行使を行う方法等により株式の処分や株主権行使に関する判断の独立性が確保されていること。
- ② 信託が保有する株式に対する配当や信託に発生する売買差損益は、信託終了時に受益者である従業員に帰属することとなり、導入企業には帰属しないこと。

上記の①は、議決権であり、②は、利益配当請求権で確保される利益であることから、信託が保有する株式の株主権が発生したままであり、資本の払戻しとみることができないと考えられる。

したがって、会社法上は、自己株式取得規制等の対象としないということであるのであれば、信託が保有する株式は、委託者の自己株式には当たらないものと考えられる。

ハ 問題点

上記のとおり、自己株式の取得を出資の払戻しとする考え方は、会社法と税法と同一であるはずのところ、信託税制によりその取扱いに乖離が生じてしまうこととなると考えられる。

しかしながら、資本等取引という面で考えると、導入企業が受託者に対して自己株式を処分、あるいは新株発行する場合、株主への払戻しと

(46) 新たな自社株式保有スキーム検討会・前掲注(3)14 頁。

(47) 新たな自社株式保有スキーム検討会・前掲注(3)16 頁。

考えるための支出行為がなく、株主の権利については、かえって増加することとなる。また、信託が市場から取得し保有する導入企業の株式については、信託からの支出行為が生ずるが、その支出によってその部分の株主の権利が、減少しない。すなわち、実質的には、資本金等の額が減少しないものと考えられる。

(5) 租税回避スキームの利用可能性

上記のような問題点はあるものの、以上のとおり、信託が保有する株式は、税務上自己株式として取り扱われるとすれば、当該株式の売買益は、本来の受益者にとっては課税所得となるが、委託者にとっては、資本等取引に該当し、課税所得を構成しないものとなる。したがって、この委託者と本来の受益者との相違点を形式的に利用し、委託者をみなし受益者とする受益者等課税信託に該当する信託を組成しておいて、信託の終了等一定の時点で本来信託の利益を享受する受益者を確定するなどすれば、信託期間中に発生した当該売買益は、受益者が確定するまでは、課税が繰延べられることとなってしまうことになる。

第5節 提言（まとめ）

新スキームは、経済対策において、企業成長の源泉たる従業員の勤労意欲の向上により、日本経済の底力を飛躍に結びつける取組として、その導入促進のための条件整備が行われている。また、このスキームは、従業員の福利厚生や勤労意欲の向上等を目的とした従業員持株会をベースに組成されている。このような目的を前提に会社法上の自己株式取得規制等関係法令との整合性を確保しつつ新スキームが組成され、私法上の選択性の濫用や租税法規の濫用がないものであるとすれば、新スキームの信託収益の課税の繰延べは、租税回避とは認められないものと考えられる。

しかしながら、この新スキームの検討から、①複数の信託を組み合わせることにより、課税方法を恣意的に操作し租税回避に利用すること及び②受益者等

課税信託と内部取引や資本等取引を組み合わせることにより租税回避に利用することが十分可能であるとの示唆を与えるものと考えられる。そのような租税回避スキームが組成された場合に、この新スキームを前例としてこれを認めざるを得ないこととなりかねない。

新スキームが、租税回避スキームの温床とならないように、加えて次に述べる信託税制の問題点を踏まえると、法人課税信託に包括的な租税回避防止規定を規定するなどの措置が必要であると考える。例えば、受益者等課税信託を適用した場合に、信託期間中に発生する所得が、その発生時点では課税されず、課税の繰延べや租税回避となるものについては、法人課税信託を適用する旨規定し、その上で、一定の新スキームを除外するなど規定する必要があると考える。

また、信託税制では、信託期間中に発生する所得について、いずれかの課税方法を適用した場合に課税の繰延べや租税回避となるものは、信託の類型にかかわらず、それ以外の課税方法を適用して、原則としてその所得発生時点（タイムラグの少ないものは受領時点）で課税する仕組みとなっている。ただし、次の問題点があると考える。

- ① 個別的な信託について、課税方法の適用を調整することより課税の繰延べや租税回避の防止を図ることには、限界があること。
- ② 受益者が2以上存在する場合に、信託設定時に存する受益者に信託期間中発生する所得のすべてを課税することは、課税の空白を埋めるという意味では租税回避を防止するものではあるが、一方で、当該受益者に実質的に帰属していない所得を課税することとなり、新たな信託税制が実質基準を取り入れたことと矛盾が生じ、課税の繰延べに利用される可能性があること。
- ③ 実質基準であるみなじ受益者が、課税方法の恣意的選択に利用される可能性があること。

①の問題点については、上述した法人課税信託に包括的な租税回避防止規定を規定するなどの措置によって対応が可能となるものと考える。

②及び③の問題点については、一信託に対して、一課税方法を適用すること

に基固して租税回避等が可能となるものと考えられるため、これらの問題点を利用した課税の繰延べや租税回避を防止するためには、実質基準の一環として、受益者ごと又は所得ごとに課税方法を適用することも取り入れる必要があるものと考える。

結びに代えて

従業員持株会が広く普及し、さらに信託等を利用した複雑な仕組みを持つ新スキームの導入が進展する中、個々の事例において課税関係を確認するに当たってその一助となればとの思いで、本稿において、各従業員持株会の仕組みの分析を通じて、税務上の取扱いを考察してきた。

従業員持株会の普及の発端は、昭和42年5月17日に資本の自由化に伴う外資の防衛策の検討を行った大蔵大臣（現財務大臣）の諮問機関であった外資審議会・専門委員会の答申において、従業員持株制度の安定株主確保の効果が期待することができるとするものであったとされている。しかしながら、安定株主確保の効果は、あくまでも副次的なものであって、従業員持株会の組成は、あくまでも勤労者の財産形成の促進と自社株式を保有させることによる経営への参加意識への高揚を目的としたものであることは、昭和46年6月4日付の日本証券業協会の大蔵省（現財務省）証券局に対する照会『『従業員持株会』に関する取扱いについて』からもうかがえる。特に自社株式を保有させることによる経営への参加意識への高揚を目的としたものであることからすれば、従業員持株制度は、ストック・オプションなどの先駆けであり、この制度により従業員が導入企業の株式を取得することが、会員である従業員に勤労インセンティブを与え、ひいては、会社利益の向上につながるものと考えられる。そのような目的を達成するために、従業員持株会制度の導入企業や同持株会の会員である従業員などの関係者が共に、従業員持株会の組成と運営への取組がなされることを望む。そして、そのような取組が従業員持株会の関係者の適正な課税の実現へつながるものと考える。

しがしながら、従業員持株会の安定株主確保の効果は、新スキームを奇貨とした租税回避スキームが組成される導入企業側の誘因の一つとなる可能性が考えられる。そして、新スキームが租税回避スキームの温床となるようなことがあれば、その導入促進の妨げになるものと考える。

本稿において、新スキームが租税回避スキームの組成を示唆するものとなる

可能性があることを指摘してきたことが、新スキームの導入促進の妨げとなる租税回避スキームの組成を排除する契機の一つとなることを祈念して、結びに代えたい。